

経営規模等評価申請・総合評定値請求の手引き (経営事項審査)

電子申請システム（JCIP）による申請が可能となりました

郵送の場合（書留等記録の残る配達方法に限ります）

〒760-8554

香川県高松市サンポート3-33

四国地方整備局 建政部 計画・建設産業課 建設業係 宛

- ◆ 申請する資料は正本1部のみとなり副本は必要ありません。なお、審査中、問い合わせをさせていただきますので、控えを保管して下さい。
- ◆ 申請書等に受付印を希望される場合には、上記の他に申請書等の1枚目のコピー、返送先（住所、担当部署、担当者名）の記載及び切手を貼付した返信用封筒を同封して下さい。返信用封筒の同封がない場合には送付致しません。

持参の場合

場所：高松サンポート合同庁舎 北館11階

四国地方整備局 建政部 計画・建設産業課

受付時間 午前9時30分～11時30分 午後1時00分～4時30分

- ◆ 申請する資料は正本1部のみとなり副本は必要ありません。なお、審査中、問い合わせをさせていただきますので、控えを保管して下さい。
- ◆ 申請書等に受付印を希望される場合には、上記の他に申請書等の1枚目のコピーをお持ち下さい。
- ◆ 時間外の受付は致しかねます。また、受付スペースに限りがありますので、お待ち頂く場合がございます。ご了承下さい。
- ◆ 受付時は形式審査のみ行います。
- ◆ 入館時、1階において免許証等身分を証明するものが必要となります。

※ 郵送、持参ともに、申請等の際に受付印を希望されなかった場合に、後日受付印を行うことはできませんのでご注意ください。

改訂履歴

令和5年7月版

令和5年7月1日施行の建設業法施行規則改正の内容を反映
・業種別技術職員コード表の改正（技士補を追加）

令和6年12月版

電子申請（JCIP）による場合の留意点等を追加。

令和7年7月版

「資本性借入金」に係る取扱いを追加。

目 次

I. 経営事項審査制度の概要について P 1 ~ 6

- | | |
|----------------------|---------|
| 1. 経営事項審査とは | P 1 ~ 2 |
| 2. 経営事項審査の仕組み | P 3 |
| 3. 総合評定値（P）の算出方法について | P 3 |
| 4. 直近の改正概要 | P 4 ~ 6 |

II. 申請方法等について P 7 ~ 9

- | | |
|--------------|-----|
| 1. 申請方法 | P 7 |
| 2. 申請必要書類 | P 8 |
| 3. 提出先及び留意事項 | P 9 |
| 4. 申請手数料 | P 9 |

III. 申請書等の作成方法について P 10 ~ 30

- | | |
|----------------------------|-----------|
| 1. 経営規模等評価申請書・総合評定値請求書 | P 10 ~ 11 |
| 2. 別紙 1 工事種類別完成工事高／元請完成工事高 | P 12 ~ 13 |
| 3. 別紙 2 技術職員名簿 | P 14 ~ 15 |
| 4. 別紙 3 その他の審査項目（社会性等） | P 16 |
| 5. 工事経歴書の作成について | P 17 ~ 19 |
| 6. 経営事項審査に必要となる確認書類 | P 20 ~ 27 |
| 7. 申請に際しての留意事項等 | P 28 ~ 30 |

IV. その他 P 31 ~ 42

- | | |
|---------------------------|------|
| 1. 再審査の申し立てについて | P 31 |
| 2. 経営事項審査結果の公表について | P 31 |
| 3. 虚偽申請の罰則規定及び行政処分について | P 31 |
| 4. 特殊な経営事項審査について | P 31 |
| 5. 経営事項審査に係る個人情報の取り扱いについて | P 32 |
| 6. 登録経営状況分析機関一覧表 | P 32 |
| 7. お問い合わせ先 | P 32 |
| 8. 経営事項審査についてよくいただくご質問 | P 33 |
| 9. 経営事項審査における電子申請のご案内 | P 34 |

（参考資料）

- | | |
|---------------------|-----------|
| 建設業法による建設工事の業種区分一覧表 | P 35 ~ 38 |
| 技術職員有資格区分コード表 | P 39 ~ 42 |

I. 経営事項審査制度の概要について

1. 経営事項審査とは

【1】経営事項審査とは（建設業法第27条の23）

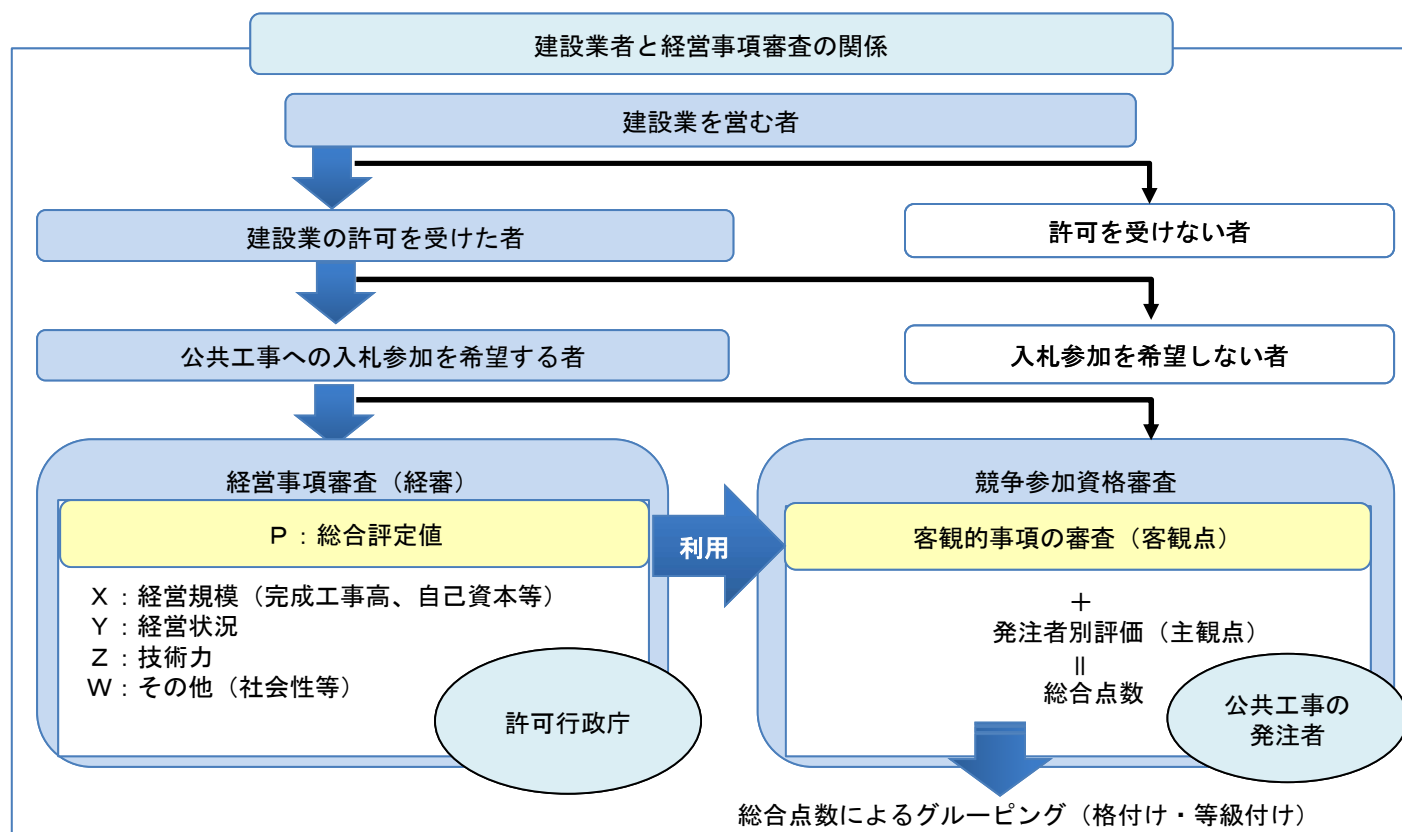
建設業法により、国や地方公共団体等が発注する公共工事を直接請け負おうとする場合に、必ず受けておかななくてはならないとされている審査制度です。

この経営事項審査は、建設業許可に係る許可行政庁が審査を実施し、全国統一的に一定の基準に基づいて明確な数値を用いた評定（総合評定値の通知）を行います。

なお、経営事項審査で通知を受けた総合評定値は、各発注機関において資格審査にも利用されており、格付けや等級付けと呼ばれるグルーピングにおいて、客観的事項の得点（客観点）としても取り扱われています。

（建設業法 第27条の23 第1項）

公共性のある施設又は工作物に関する建設工事で政令で定めるものを発注者から直接請け負おうとする建設業者は、国土交通省令で定めるところにより、その経営に関する客観的事項について審査を受けなければならない。



対象となる「公共工事」とは（建設業法施行令第44条）

国や地方公共団体が発注する工事だけを指すものではなく、法令の定めにより実に多くの法人が発注する工事までもが指定されています。ごく一部を例に挙げますと、国立大学法人、JR、NTT、日本郵政、JT、NHK、NEXCO、JRA等も指定されていますので、これらの法人が発注する工事（軽微な範囲や災害応急工事を除く）も経営事項審査を受けなければ直接受注することはできません。

なお、こういった経営事項審査を受けていなければならない工事に該当する場合であっても、直接受注する場合に限られていますので、下請の立場として経営事項審査を受けていなくとも受注、施工に携わることはできます。

（建設業法施行令 第44条）

法第27条の23第1項の政令で定める建設工事は、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又はこれらに準ずるものとして国土交通省令で定める法人が発注者であり、かつ、工事1件の請負代金の額が500万円（当該建設工事が建築一式工事である場合にあっては、1,500万円）以上のものであって、次に掲げる建設工事以外のものとする。

1 堤防の欠壊、道路の埋没、電気設備の故障その他施設又は工作物の破壊、埋没等で、これを放置するときは、著しい被害を生ずるおそれのあるものによって必要を生じた応急の建設工事

2 前号に掲げるもののほか、経営事項審査を受けていない建設業者が発注者から直接請け負うことについて緊急の必要その他やむを得ない事情があるものとして国土交通大臣が指定する建設工事

【2】審査基準日

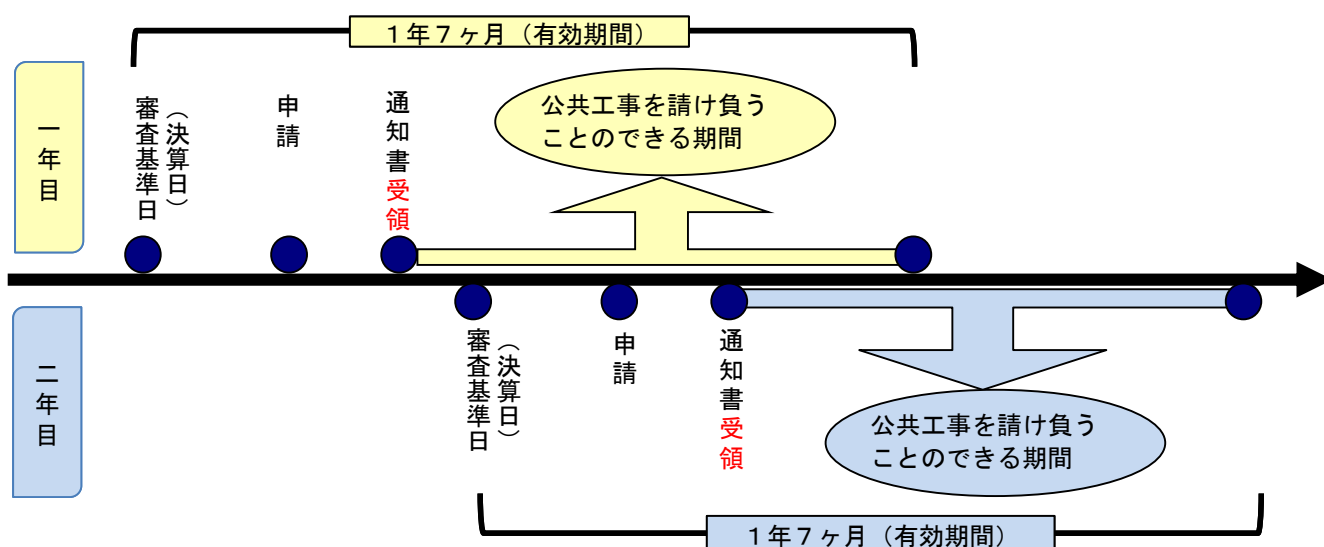
経営事項審査では、原則として**申請をする日の直前の事業年度終了日（直前の決算日）**が審査基準日となります。なお、申請時に既に新たな審査基準日を迎えている場合、従前の審査基準日での審査を受けることはできません。

【3】有効期間

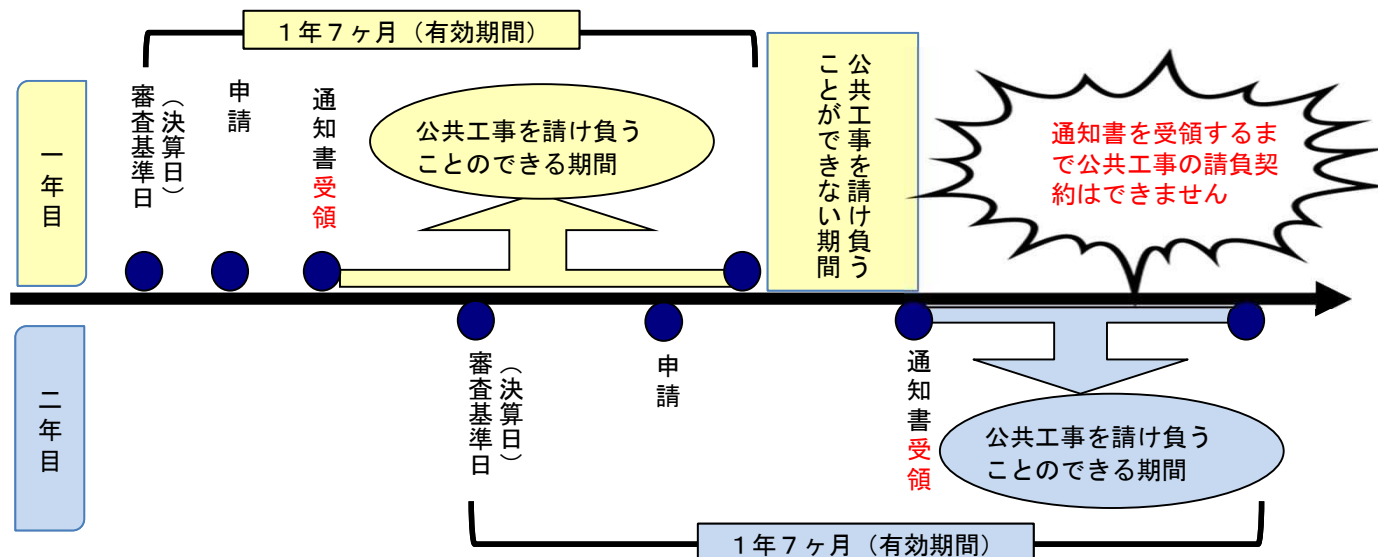
経営事項審査の有効期間は、総合評定値通知書（以下「通知書」という）を受領した後、その**審査基準日を起算日とする1年7ヶ月**の間です。

常時公共工事が受注できる体制を確保するには、毎年定期的に経営事項審査を受けなければなりません。

●有効期間が切れ目なく継続するケース（通常）



●申請の遅延により、公共工事を請け負うことができない期間（いわゆる「経審切れ」）が発生するケース



有効期間を切れ目なく継続するためには

有効期間「1年7ヶ月」を具体例で計算すると、例えば3月末決算の企業は、前年に受けた通知書がその年の10月末で失効しますので、それまでに新たな通知書を受領しておかなければなりません。経営状況分析、許可行政庁への申請、審査を経て、最終目標である通知書を受けるまでには通常2～3ヶ月程度を要するため、逆算すると7月中には手続きを開始する必要があるといえます。**決算日から4ヶ月以内の着手が一つの目安です。**

なお、例示した3月末決算の会社の場合、約半数の企業がこの決算期にあるため、例年最も申請が混み合い、審査に相当の日数を要する最繁忙期にあたりますので特に注意してください。

なお、申請に際しては、**事前に建設業許可に係る決算の「変更届出書」の提出を必ず行って下さい。**

2. 経営事項審査の仕組み

経営事項審査は、次に掲げる事項について、数値による評価をして行います。（建設業法第27条の23 第2項）

1) 経営状況（Y）

財務諸表から算出される指標を用いて評点を付けます。

2) 経営規模等（X, Z, W）

完成工事高や技術職員数などの規模的な指標や社会性等に関する指標を用いて評点を付けます。

国土交通大臣又は都道府県知事は、上記2)「経営規模等」に係る評価（経営規模等評価）の申請をした建設業者から請求があった場合には、上記1)「経営状況」に関する分析（経営状況分析）の結果に係る数値と経営規模等評価の結果に係る数値を用いて、客観的事項の全体についての評定結果に係る数値を通知しなければならないとされています。この客観的事項全体に係る数値を『総合評定値（P）』と言います。

■経営事項審査

経営状況分析申請

+

経営規模等評価申請

=

総合評定値の請求

経営規模（X）、技術力（Z）、社会性等（W）から構成

3. 総合評定値（P）の算出方法について

客観的事項全体に係る数値である「総合評定値（P）」の算式及び各審査項目毎のウエイト等は以下のとおりです。

（令和5年1月1日現在）

項目区分		審査項目	最高点	最低点	ウエイト	審査機関
経営規模等	経営規模	X 1 完成工事高（許可業種別）	2,309	397	0.25	許可行政庁
		X 2 自己資本額 利払前税引前償却前利益＝営業利益＋減価償却費	2,280	454	0.15	
	技術力	Z 元請完成工事高（許可業種別） 技術職員数（許可業種別）	2,441	456	0.25	
	その他の審査項目（社会性等）	W ①建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況 ②建設業の営業継続の状況 ③防災活動への貢献の状況 ④法令遵守の状況 ⑤建設業の経理の状況 ⑥研究開発の状況 ⑦建設機械の保有状況 ⑧国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録の状況	2,073	▲1,837	0.15	
経営状況	経営状況	Y ①負債抵抗力（純支払利息比率、負債回転期間） ②収益性・効率性（総資本売上総利益率、売上高経常利益率） ③財務健全性（自己資本対固定資産比率、自己資本比率） ④絶対的力（営業キャッシュ・フロー、利益剰余金）	1,595	0	0.2	登録経営状況分析機関

総合評定値（P）は、次の算式により出します。

$$\text{総合評定値（P）} = 0.25（X1） + 0.15（X2） + 0.20（Y） + 0.25（Z） + 0.15（W）$$

総合評定値（P）の点数

最高点
2,159

最低点
6

4. 直近の改正概要

令和5年改正内容（令和5年7月1日から適用※審査基準日が令和5年7月1日以降）

技術職員数の技術職員区分の追加

- ・建設業法施行規則改定により、一定の要件※を満たす技士補が営業所等の専任技術者要件を満たすことになったことによる。

※土木施工管理・造園施工管理・建築施工管理・電気工事施工管理・管工事施工管理の検定種目に係る第一次検定又は第二次検定に合格した者で、一級の場合は合格後3年の、二級の場合は合格後5年の実務経験を有すること。

令和4年改正内容（令和5年1月1日から適用 ※一部令和4年8月15日から適用）

（1）経営事項審査の社会性等（W）の評価項目の改正

以下の①から⑥を評価対象として追加

- ①女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく「えるぼし認定（1段階目）」「えるぼし認定（2段階目）」「えるぼし認定（3段階目）」「プラチナえるぼし認定」の取得状況
- ②次世代育成支援対策推進法に基づく「くるみん認定」「トライくるみん認定」「プラチナくるみん認定」の取得状況
- ③青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく「ユースエール認定」の取得状況
- ④審査基準日以前1年以内に発注者から直接請け負った日本国内の「民間工事を含む全ての建設工事」又は「全ての公共工事」における建設キャリアアップシステム上で直接入力以外の方法により就業履歴を蓄積できる体制（建設現場でのカードリーダー設置等）の整備状況
- ⑤審査基準日において、自ら所有し、又はリース契約により使用する以下の建設機械の保有台数
 - ・土砂等を運搬する貨物自動車であって、自動車検査証の「車体の形状」の欄に「ダンプ」「ダンプフルトレーラ」又は「ダンプセミトレーラ」と記載があるもの。
 - ・労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）第13条第3項第34号に規定する作業床の高さが2メートル以上の高所作業車、同令別表第7第4号に掲げる締固め用機械及び同表第6号に掲げる解体用機械
- ⑥審査基準日におけるエコアクション21の認証の取得状況

（2）経営事項審査における技術力（Z）の改正 ※令和4年8月15日から適用

監理技術者講習受講者の評価について、講習を受講した日の属する年の翌年から起算して5年を経過しない者を評価する。

令和2年改正内容（令和3年度から適用）

（1）経営事項審査の評価項目の追加（規則第18条の3関係）

- ・「建設工事に従事する者は、建設工事を適正に実施するために必要な知識及び技術又は技能の向上に努めなければならない」（法第25条の27第2項）とされたことを踏まえ、経営事項審査において評価する事項として、「建設工事を適正に実施するために必要な知識及び技術又は技能の向上に関する建設工事に従事する者の取組の状況」を追加した。

（2）経営事項審査の評価項目のうち「建設業の経理に関する状況」の見直し（規則第18条の3関係）

- ・経営事項審査において評価する事項のうち「建設業の経理に関する状況」の評価項目を見直し、以下の者による建設業の経理が適正に行われたことの確認の有無を評価することとした。
 - 公認会計士又は税理士のうち国土交通大臣が定める講習を受講した者
 - 登録経理試験に過去5年以内に合格した者及び登録経理試験に合格し、過去5年以内に登録経理講習を受講した者
 - 上記と同等以上の建設業の経理に関する業務を遂行する能力を有すると認められるもの

令和元年改正内容（令和2年4月1日施行）

（１）技術職員数の技術職員区分・資格の追加

- ・国土交通大臣が認定した建設技能者の能力評価基準によりレベル４と判定された者について、「登録基幹技能者」同等のレベルとして評価し、３点の評点を付与する。
- ・国土交通大臣が認定した建設技能者の能力評価基準によりレベル３と判定された者について、「技能士１級」同等のレベルとして評価し、２点の評点を付与する。

平成29年改正内容（平成30年4月1日施行）

平成28年6月1日に施行される「解体工事業」の業種区分の新設に伴い、「解体工事業」に係る経営事項審査の新設及びそれに伴う経過措置（平成28年6月1日～平成31年5月31日迄の3年間）を設ける。

（１）W点のボトムの撤廃

現行の「その他審査項目（社会性等）」（W）は、制度上、合計値がマイナスとなった場合は０点として扱われる（マイナス点数として扱われない）が、これを０とみなさず（ボトムを撤廃し）、マイナス値であっても合計値のまま計算する。これによって、社会保険未加入企業や法律違反等への減点措置を厳格化する。

※「W１：労働福祉の状況」、「W２：民事再生法又は会社更生法の適用の有無」及び「W４：法令遵守の状況」に影響

（２）防災活動への貢献の状況の加点幅の拡大

「防災活動への貢献の状況」（W３）について、防災協定を締結している場合、現行15点の加点であるところ、20点の加点へと拡大。これによって、建設業者の「地域の守り手」としての役割の評価を拡大し、そうした企業を将来にわたって後押しする。

（３）建設機械の保有状況の加点方法の見直し

①「建設機械の保有状況」（W７）について、建設機械を保有する場合、現行１台につき加点１（最大15点）であるところ、１台目を加点５とし、加点テーブルを見直し（最大15点は変わらず）、少ない台数でも建設機械を保有する企業を高く評価する。

台数	1	2	3	4	5	6	7	8
点数	1→ <u>5</u>	2→ <u>6</u>	3→ <u>7</u>	4→ <u>8</u>	5→ <u>9</u>	6→ <u>10</u>	7→ <u>11</u>	8→ <u>12</u>
	9	10	11	12	13	14	15	
	9→ <u>12</u>	10→ <u>13</u>	11→ <u>13</u>	12→ <u>14</u>	13→ <u>14</u>	14→ <u>15</u>	15→15	

②営業用の大型ダンプ車のうち、主として建設業の用途に使用するものを評価対象とする。

上記①、②によって、建設業者の「地域の守り手」としての役割の評価を拡大し、そうした企業を将来にわたって後押しする。

完全施行後

「旧と」の経審結果

①及び②の項目は変動しないため、再申請は不要であり、通知書記載の完成工事高をそのまま使用する。
(それぞれのP点も変動しない)

Ⅱ. 申請方法等について

1. 申請方法

経営事項審査は、大きくは「経営状況」（Ｙ）と「経営規模等」（ $X \cdot Z \cdot W$ ）及び『総合評定値』（ P ）の2つのプロセスに分けられます。

このうち、「経営状況」（Ｙ）については登録経営状況分析機関に対して、「経営規模等」（ $X \cdot Z \cdot W$ ）及び『総合評定値』（ P ）については許可行政庁（建設業許可を受けている行政機関）に対して、それぞれ申請書等の必要書類を提出して行います。

なお、許可行政庁に対して「経営規模等」だけの評価を受けることもできますが、『総合評定値』（ P ）を受けているか否かが公共工事を直接受注するための条件ですので、「経営規模等」受審と『総合評定値』請求は同時申請することが通常です。

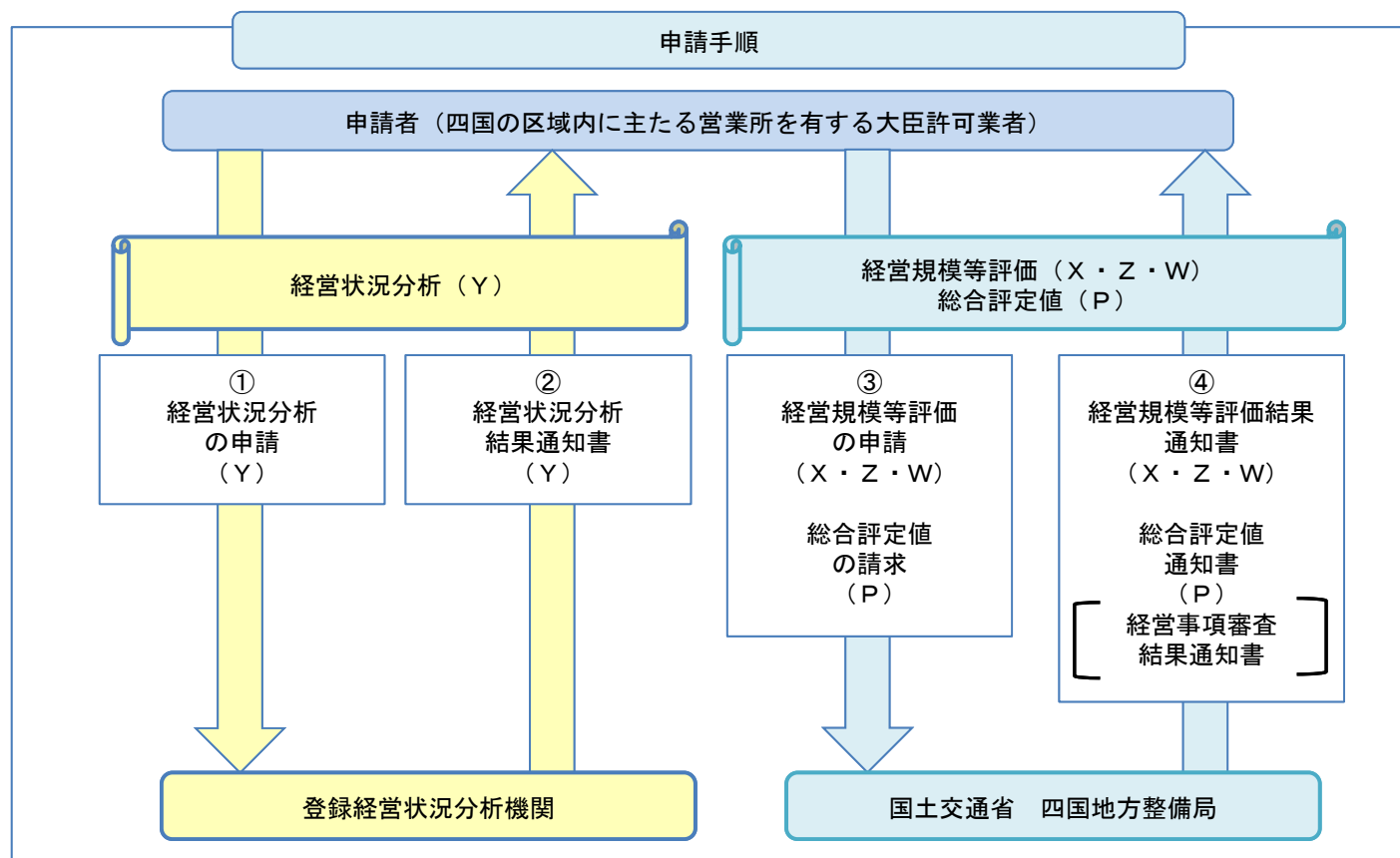
【1】経営状況分析（Ｙ）

経営状況分析（Ｙ）については、建設業法の規定に基づき国土交通省の登録を受けた機関（「登録経営状況分析機関」という。P32 6. 参照）に申請します。どの分析機関で審査を受けるのかは申請者が自由に選ぶことができます。経営状況分析の申請時期、方法等は、それぞれ選択した登録経営状況分析機関にお問い合わせください。

【2】経営規模等評価（ $X \cdot Z \cdot W$ ）及び総合評定値（ P ）の請求

経営規模等評価（ $X \cdot Z \cdot W$ ）及び総合評定値（ P ）については、許可行政庁に申請します。四国4県に主たる営業所を有する国土交通大臣許可業者は、四国地方整備局に申請等を行うこととなります。

書類作成方法や記載要領等については、当冊子の次ページ以降に掲載しております。また、四国地方整備局のホームページでも申請書等の様式や記載要領がダウンロードできます。これらに則って適正な申請をお願いします。



申請に際しての留意事項

経営事項審査の受審に際しては、④総合評定値通知書を受けることが最終目標となりますが、この許可行政庁への申請等③を行うためには、②による経営状況分析結果通知書を先に受領しておく必要があります。つまり、①から④へ順番どおりに手続きを進める必要があります。

また、③の許可行政庁への申請等を行う際には、事前に建設業許可に係る事業年度終了後の『変更届出書』の提出を行うことが必要です。（申請が決算日から4ヶ月以内であれば同時提出可能）

2. 申請必要書類

申請にあつては、法令等で様式が定められている「提出書類」とその内容を確認するための「確認書類」が必要です。
電子申請の場合、確認書類はPDFにして添付してください。

提出書類

①	経営規模等評価申請書・総合評定値請求書（建設業法施行規則 別記様式第25号の14（20001帳票））
②	工事種類別完成工事高／工事種類別元請完成工事高（建設業法施行規則 別記様式第25号の14 別紙一（20002帳票）） 積み上げ申請付表 ※業種間積み上げを申請する者のみ提出（経営事項審査の事務取扱いについて（通知）（国総建第269号・平成20年1月31日付）別記様式第1号に基づく工事種類別完成工事高付表（20002帳票付表））
③	技術職員名簿（建設業法施行規則 別記様式第25号の14 別紙二（20005帳票））
④	その他の審査項目（社会性等）（建設業法施行規則 別記様式第25号の14 別紙三（20004帳票））
⑤	工事経歴書（建設業法施行規則 別記様式第二号）
⑥	経営状況分析結果通知書（原本に限る）（建設業法施行規則 別記様式第25号の13）
⑦	審査手数料収入印紙貼付書（四国地方整備局指定様式）

確認書類

①	審査対象事業年度の消費税確定申告書の控え及び添付書類(写)並びに消費税納税証明書(写)
②	工事経歴書に記載されている工事に係る工事請負契約書(写)又は注文書及び請書の(写)(上位3件分)
③	法人税申告書別表(別表16(一)(二))建設業法施行規則別記様式第15号,第16号による貸借対照表及び損益計算書(写)
④	健康保険及び厚生年金保険に係る標準報酬の決定を通知する書面又は住民税特別徴収額を通知する書面(写) (該当する場合)高年齢者雇用確保措置における継続雇用制度の対象者であることを証する書面
⑤	技術職員名簿に記載されている職員全員についての技術職員に該当することを証する書面
⑥	労働保険概算・確定保険料申告書の控え及びこれにより申告した保険料の納入に係る領収済通知書(写)
⑦	健康保険及び厚生年金保険の保険料の納入に係る領収証書(写)又は納入証明書(写)
⑧	建設業退職金共済事業加入・履行証明書(経営事項審査用)(写)
⑨	退職一時金制度若しくは企業年金制度導入の有無に係る確認書類(いずれか1点) 中小企業退職金共済制度 若しくは 特定退職金共済団体制度への加入を証明する書面、労働基準監督署長の受付印のある就業規則又は労働協約(写)、企業年金制度又は退職一時金制度に係る書類
⑩	法定外労働災害補償制度に加入していることを証する書面
⑪	建設業法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は同法第15条第2号イ、ロ若しくはハに該当する者又は1級若しくは2級の第1次検定に合格した者が取得したCPD単位数を証する書面等の写し
⑫	建設技能者の能力評価制度に関する告示第3条第2項の規定により同項の認定を受けた能力評価基準により、審査基準日における許可を受けた建設業に従事する職員が受けた評価を証する書面等の写し
⑬	申請者が作成建設業者又は下請負人となった建設工事に関する施工体制台帳のうち、申請者に所属する建設工事に従事する者に関する次に掲げる事項が記載された部分(作業員名簿)
⑭	「えるぼし認定(1段階目)(2段階目)(3段階目)」 「プラチナえるぼし認定」の取得を証する書面の写し
⑮	「くるみん認定」「トライくるみん認定」「プラチナくるみん認定」の取得を証する書面の写し
⑯	「ユースエール認定」の取得を証する書面の写し
⑰	審査基準日以前1年以内に発注者から直接請け負った(変更契約を除く)日本国内の「民間工事を含む全ての建設工事」又は「全ての公共工事」における建設キャリアアップシステム上で直接入力以外の方法により就業履歴を蓄積できる体制(建設現場でのカードリーダー設置等)の整備を実施したことを証する書面
⑱	防災協定書(写)及び加入団体による証明
⑲	有価証券報告書若しくは監査証明書(写)、会計参与報告書(写)又は建設業の経理実務の責任者のうち「建設業法第27条の23第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める件 第一の四の5の(二)イに掲げる者」のいずれかに該当する者が、「経理処理の適正を確認した旨の書類」に自らの署名を付したもの(原本に限る)
⑳	公認会計士、税理士試験の合格証若しくはその資格を証する書面、建設業経理1級試験若しくは2級試験の合格証の写し又は規則別記様式第25号の10による登録経理講習の修了証の写し
㉑	注記表(写)(建設業法施行規則別記様式第17号の2)
㉒	建設機械の売買契約書(写)又は審査基準日から1年7ヶ月以上の使用期間が定められているリース契約書及び特定自主検査記録表等
㉓	エコアクション21の認証を証する書面
㉔	ISO9001又はISO14001の有効期間内の登録認定証(付属書含む)
㉕	「資本性借入金」該当証明書
㉖	前事業年度に他の行政庁に提出した経営事項審査「提出書類」一式(許可換え等の場合のみ)

3. 提出先及び留意事項

提出先は、主たる営業所が、徳島県、香川県、愛媛県、高知県の場合は四国地方整備局へ提出して下さい。
提出方法は、電子申請（ＪＣＩＰ）又は以下提出先住所へ直接郵送か持参となります。

＜提出先＞

〒760-8554 香川県高松市サンポート3-33
国土交通省 四国地方整備局 建設部 計画・建設産業課 建設業係

＜提出についての注意点＞

■「提出書類」と「確認書類」は、P8の記載順に並べ、別々に綴じてください。「確認書類」は、項目ごとにラベル等をつけ、フラットファイル又は左側(2穴)を綴り紐で綴じて提出下さい。

■「提出書類」は返却できません。補正等に備えて、必ず手元に控えを取っておくようにしてください。

■「確認書類」は確認審査後に全て着払いで返送します。原則申請者に返送いたしますが、代理申請で行政書士事務所等に返却を希望する場合は、委任状にその旨を付記してください。

■受付時に形式審査（手数料が合致しているか、重大な不備がないか等）を行った後、担当者による本審査を行います。本審査は、公平性の観点から当局に書類が到達した順に行っていますので、総合評定値の有効期間（P2参照）には、特にご留意の上、早めの申請をお願いします。

「提出書類」の記載ミスや「確認書類」の不備・不足は、差し替え等で審査時間がかかるというだけでなく、厳に禁じられている経費虚偽にも繋がるものであり、また、審査順番を待っている他建設業者の審査にも遅れを生じさせることにもなります。

提出前には複数名で多重チェックを行うなど、正確で適正な書類作成を心がけてください。

4. 申請手数料

経営事項審査を受けるにあたっては、「経営状況分析」の申請、「経営規模等評価」の申請及び「総合評定値」の請求にそれぞれ手数料が必要です。

「経営規模等評価」の申請及び「総合評定値」の請求手数料については、建設業法施行令で以下のとおり定められています。

また、手数料の「納付方法」については、国土交通大臣許可業者は、収入印紙の貼付により納めていただくことになっています。（県証紙では納付できません。）

※ＪＣＩＰで申請した場合は、Pay-easy（電子納付）での支払いも可能です。

※ＪＣＩＰで申請し、Pay-easy（電子納付）しない場合、手数料分の収入印紙を指定の用紙に貼り付けて郵送等で提出してください。

経営状況分析申請（Ｙ）

各登録経営状況分析機関が個別に設定していますので、申請先にお問い合わせください。

経営規模等評価申請（X・Z・W）

8,100円に審査対象建設業（審査を受けようとする業種）1種類につき2,300円を加算した額。

総合評定値の請求（P）

400円に審査対象建設業（審査を受けようとする業種）1種類につき200円を加算した額。（単位：円）

審査件数	経営規模等 評価（XZW）	総合評定値（P）	手数料	審査件数	経営規模等 評価（XZW）	総合評定値（P）	手数料
1業種	10,400	600	11,000	16業種	44,900	3,600	48,500
2業種	12,700	800	13,500	17業種	47,200	3,800	51,000
3業種	15,000	1,000	16,000	18業種	49,500	4,000	53,500
4業種	17,300	1,200	18,500	19業種	51,800	4,200	56,000
5業種	19,600	1,400	21,000	20業種	54,100	4,400	58,500
6業種	21,900	1,600	23,500	21業種	56,400	4,600	61,000
7業種	24,200	1,800	26,000	22業種	58,700	4,800	63,500
8業種	26,500	2,000	28,500	23業種	61,000	5,000	66,000
9業種	28,800	2,200	31,000	24業種	63,300	5,200	68,500
10業種	31,100	2,400	33,500	25業種	65,600	5,400	71,000
11業種	33,400	2,600	36,000	26業種	67,900	5,600	73,500
12業種	35,700	2,800	38,500	27業種	70,200	5,800	76,000
13業種	38,000	3,000	41,000	28業種	72,500	6,000	78,500
14業種	40,300	3,200	43,500	29業種	74,800	6,200	81,000
15業種	42,600	3,400	46,000				

留意事項

■収入印紙を貼付する用紙（審査手数料収入印紙貼付書）は、四国地方整備局のホームページよりダウンロードした四国地方整備局指定様式を使用してください。

■手数料は許可を受けている業種数ではなく、審査対象とする業種数で算出します。また、内訳業種である「プレストレストコンクリート構造物工事」、「法面処理工事」及び「鋼橋上部工事」は業種数にカウントしません。

「基準決算」又は「2期平均」を選択可能。※注1

基準決算：審査基準日の純資産合計<貸借対照表（様式第15号）>を記入する

2期平均：審査基準日の純資産合計と直前の審査基準日の純資産合計の平均値（端数切り捨て）を記入する

※注1

【項番17】自己資本額、【項番18】利益額については、経営状況分析（Y）を連結決算で受けている場合においても、このカラムは単独決算の数値を記入する。

項番 3 5 10 13
自己資本額 1 7 3 1 1 7 3 9 2 (千円) 2 (1. 基準決算)
2. 2期平均

自己資本額の審査対象について「2期平均」を選択した場合のみ記入する。※注1

基準決算	9 9 9 9 9 (千円)
直前の審査基準日	1 2 3 4 7 8 6 (千円)

利益額 (2期平均) 1 8 3 3 3 0 5 5 5 (千円) 利益額 (利払前税引前償却前利益) = 営業利益+減価償却実施額

「資本性借入金該当証明書」に記載した「自己資本と扱う額」を純資産合計に加算する。

右の4つの数値を合計して、2で割った値（端数切り捨て）を【項番18】へ記入する
【記載例の場合（22,222+2,223+33,333+3,333）÷2=30,555.5となり、「30,555」を記入】
※【項番18】は2期平均のみ

審査対象事業年度	審査対象事業年度の前審査対象事業年度
営業利益 2 2 2 2 2 (千円)	営業利益 3 3 3 3 3 (千円)
減価償却実施額 2 2 2 3 (千円)	減価償却実施額 3 3 3 3 (千円)

決算期が12ヶ月に満たない場合等の「利益額」は完成工事高と同じ方法で“換算”して算出する

技術職員数 1 9 3 5 1 0 (人)

「2期平均」のみ※注1

営業利益は損益計算書（様式第16号）の科目「営業利益」から記入する
減価償却実施額は法人税申告書別表16（1）、（2）等から記入する

登録経営状況分析機関番号 2 0 3 0 0 0 9 9

経営状況分析を受けた機関の名称

〇〇〇〇経営状況分析機関

「別紙2 技術職員名簿」に記載された技術職員の総数を記入する

経営状況分析（Y）に記載されている登録経営状況分析機関の登録番号、名称を記入する

工事種類別完成工事高、工事種類別元請完成工事高については別紙一による。
技術職員名簿については別紙二による。
その他の審査項目（社会性等）については別紙三による。

■金額を記入する場合の注意事項

- ・右詰めで記入し、空白のカラムは空白とする
- ・千円未満の端数は、常に切り捨てとすること。
- ・四捨五入での端数処理は、数値が上がる場合があるため経審では認められていない。
- ・また、マイナスの場合は端数を切り捨てると絶対値が上がることに注意すること（例：-100.5を切り捨てると-101になる。端数処理であれ、数値を増やすことは一切認めていない）
- ・会社法（平成17年法律第86号）第2条第6号に規定する大会社にあっては、百万円未満の端数を切り捨てて表示することができる。
- ・但し、各カラムに数字を記入するに当たっては、単位は千円とし、百万円未満の単位に該当するカラムには「0」を記入する

経営規模等評価の再審査の申立を行う者については、次に

審査結果の通知	再審査を求める事項	再審査を求める理由
第 号		

行政書士法第1条の2の業務（いわゆる代書）により書類を作成した場合、空欄に行政書士法施行規則第9条第2項の記名と職印の押印を行う。
同法第1条の3の代理申請業務までを行う場合であっても、書類作成を行っているのであれば記名と職印が必要となる。

申請内容に係る質問等に実際に対応できる者の所属・氏名・電話・Fax番号を記入する。
所属長などを形式的・名義的に記載するものではないことに注意
なお、行政書士法第1条の3による代理申請の場合は、代理申請者（行政書士事務所など）の担当者を記入し、代書業務だけの場合は申請者（建設企業）の担当者を記入する

連絡先 香川県高松市番町4丁目1-10 建設行政書士事務所 行政書士 建設太郎
所属等 総務課 管理係 氏名 四国 一郎
ファックス番号 087-811-8414

電話番号 087-811-8314

各カラムに金額・数値等を記入した根拠については、「確認書類」の提出を求めています。

■再審査の申立について

行政（審査）庁側の誤り等により、経営事項審査結果通知書の内容が申請内容と異なる場合、結果通知書を受けた日から30日以内に限り、再審査を申し立てることができます。（登録経営状況分析機関が行った経営状況分析は含まない。）ただし、申請者の記入漏れや記入誤り又は申請時の確認書類不足による内容認否等、「申請者の責任に帰する案件」については、再審査申し立ての対象とはなりません。申請時には書類の記載事項等十分確認してから提出してください。

■項番17 自己資本額

申請者の判断により基準決算又は2期平均を選択できます。

■項番18 利益額

一部の登録経営状況分析機関においては、経営状況分析（Y）において、経営状況分析結果通知書の最下段に「参考値」という項目で、2期分の営業利益及び減価償却実施額の数値を記載しておりますので参考にしてください。
※「参考値」は、単独決算の会社のみ記載されます。連結決算の場合は表示されません。

2. 別紙1 工事種別完成工事高／元請完成工事高

建設業法施行規則

別記様式第25号の14 別紙一(20002帳票)

別紙一

(用紙A4)

2 0 0 0 2

【項番16】経審を受審する業種」と一致（審査対象業種を全て記入する。）
コードは下表の「業種コード表」を参照

計算基準の区分「3年平均」を選択した場合のみ記入する

工事種別完成工事高
工事種別元請完成工事高

申請者の判断により、
「2年平均」又は「3年平均」を選択可能

項番 3 1	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度又は前々審査対象事業年度 3 9 年 0 6 月 至 0 1 年 0 5 月	審査対象事業年度 自 0 1 年 0 6 月 至 0 2 年 0 5 月 2 (1. 2年平均) 2. 3年平均)	計算基準の区分「3年平均」を選択した場合、完成工事高計算表及び元請完成工事高計算表、それぞれの合計を2で割った値を各カラムに記入する (千円未満の端数切り捨て)
業種コード 3 2 0 1 0	完成工事高(千円) 2 1 1 8 0 0	元請完成工事高(千円) 2 1 1 8 0 0	完成工事高のうち、 元請完成工事高を内書きで記入する
工事の種類 土木一式工事	完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 211,800 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 223,125	元請完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 211,800 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 223,125	計算基準の区分「3年平均」を選択した場合や 決算期等を変更した場合は記入する
業種コード 3 2 0 1 1	完成工事高(千円) 2 9 4 3 7	元請完成工事高(千円) 2 9 4 3 7	
工事の種類 プレストレスト コンクリート 構造物工事	右の3業種を受審する場合は当該業種の次の 業種コード欄に必ず内訳業種を記入する 完成工事高は内書き。工事実績が無い場合は 「0」を記入する	申請業種(業種コード) 土木一式工事 (010) とび・土工・コンクリート工事 (050) 鋼構造物工事 (110)	内訳業種(業種コード) プレストレストコンクリート構造物工事 (011) 法面処理工事 (051) 鋼橋上部工事 (111)

業種コード表		3	5	6				10				15	16			20			25		26			30			35	36		40			45				
コード	工事の種類	0	2	0								0							0								0						0				
010	土木一式工事	100	タイル・れんが・ブロック工事																	200	機械器具設置工事																
011	プレストレストコンクリート構造物工事	110	鋼構造物工事																	210	熱絶縁工事																
020	建築一式工事	111	鋼橋上部工事																	220	電気通信工事																
030	大工工事	120	鉄筋工事																	230	造園工事																
040	左官工事	130	ほ装工事																	240	さく井工事																
050	とび・土工・コンクリート工事	140	しゅんせつ工事																	250	建具工事																
051	法面処理工事	150	板金工事																	260	水道施設工事																
060	石工事	160	ガラス工事																	270	消防施設工事																
070	屋根工事	170	塗装工事																	280	清掃施設工事																
080	電気工事	180	防水工事																	290	解体工事																
090	管工事	190	内装仕上工事																																		

3 3	その他	3 5 6 10 15 16 20 25 26 30 35 36 40 45	2 7 3 7 8 3 5 4 1 3 5 5
工事の種類	完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 27,374 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 0	元請完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 7,674 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 0	
その他 工事			
3 4	合計	2 3 1 1 4 9 2 2 1 2 9 9	2 0 6 3 5 9 1 9 9 3 6 0

契約後VEに係る完成工事高の評価の特例

(1. 有 2. 無)

「契約後VEに係る完成工事高の評価の特例」の有無に○印を記入する

完成工事高合計欄の数値は、「様式第16号 損益計算書」の完成工事高を記入する
各業種を単純合計した数値との端数処理分の差異は差し支えない

完成工事高及び元請完成工事高の業種間積み上げ（加算）について

（１）一式工事業への業種間積み上げ

審査対象建設業が土木工事業又は建築工事業（以下、「一式工事業」という。）の場合、許可を受けている建設業のうち一式工事業以外の建設業（審査対象建設業として申出をしている建設業を除く。）に係る建設工事の年間平均完成工事高を、その内容に応じて当該一式工事業の何れかの年間平均完成工事高に含めることができます。

これを「**業種間積み上げ**」と呼んでいます。積み上げ元と積み上げ先の業種は、申請時に建設業の許可が必要です。業種間積み上げを利用する場合は、積み上げ申請付表（四国地方整備局指定様式）を作成して提出してください。

■一式工事業における一般的な事例

積み上げ先の一式工事	←	積み上げ元の専門工事
土木一式工事	←	とび・土工・コンクリート、石、タイル・れんが・ブロック、鋼構造物、舗装、しゅんせつ、水道施設 など
建築一式工事	←	大工、左官、とび・土工・コンクリート、屋根、タイル・れんが・ブロック、鋼構造物、鉄筋、板金、ガラス、塗装、防水、内装仕上、建具 など

（２）専門工事間の積み上げ

審査対象建設業が一式工事以外の建設業である場合においては、許可を受けた建設業のうち一式工事業以外の建設業（審査対象建設業として申出をしている建設業を除く。）に係る建設工事の完成工事高を、その建設工事の性質に応じて当該一式工事業以外の建設業に係る建設工事の完成工事高に含めることができます。

■専門工事業における一般的な事例

電気	⇔	電気通信
管	⇔	熱絶縁、水道施設
とび・土工・コンクリート	⇔	石、造園

別紙一付表

20002帳票付表

積み上げ申請付表

商号又は名称：〇〇建設株式会社

対象事業年度 及び 各工事の種類別 積み上げ前の完成工事高		積み上げ後の完成工事高
平成30年6月1日 ～ 令和1年5月31日 （土木一式工事） 総額 200,000 千円 うち元請 200,000 千円 （建築一式工事） 総額 150,000 千円 うち元請 150,000 千円 ※（とび・土工・コンクリート工事） 総額 300,000 千円 うち元請 100,000 千円	→	（土木一式工事） 総額 400,000 千円 うち元請 250,000 千円 （建築一式工事） 総額 250,000 千円 うち元請 200,000 千円
平成29年6月1日 ～ 平成30年5月31日 （土木一式工事） 総額 300,000 千円 うち元請 300,000 千円 （建築一式工事） 総額 100,000 千円 うち元請 100,000 千円 ※（とび・土工・コンクリート工事） 総額 200,000 千円		（土木一式工事） 総額 450,000 千円 うち元請 350,000 千円 （建築一式工事） 総額 150,000 千円 うち元請 100,000 千円

■「業種間積み上げ」を行った元業種については、経営事項審査を受けることができません。

業種間積み上げは、積み上げ元を審査対象としない場合の特例的な計上方法です。積み上げ元は経営事項審査を受けたことにならないため、その業種区分で発注される公共工事の受注は出来ませんのでご注意ください。

■工事経歴書（P17～19）は、該当の適正業種（積み上げをしていない元々の業種）で作成しなければなりません。

工事経歴書はその許可を受けた業種毎に作成しなければなりません。積み上げを行うため、該当の工事全てを一式工事の経歴書にまとめて記載している事例を見かけますが、こういった記載方法は認められません。（事業年度終了後の変更届もやり直しとなります。）

積み上げ申請するしないによって「工事経歴書」の記載方法を変える必要はありません※のでご注意ください。

※逆に、積み上げを申請する場合でも、積み上げ直した記載による追加の工事経歴書は必要ありません。

3. 別紙二 技術職員名簿

建設業法施行規則 別記様式第25号の14

別紙二

この通番を確認書類④の「健康保険及び厚生年金保険に係る標準報酬の決定を通知する書面」の該当左空白欄に追記する（P21を参照）

右詰めで記入する
（空白の欄は「0」で埋めること）

審査基準日から1年以内に取得したCPDの単位数を、告示別表第18の左欄に掲げるCPD認定団体ごとに右欄に掲げる数値で除し、30を乗じた数値（小数点以下は切り捨て）を記載する。
なお、技術職員1名につき、いずれか1つのCPD認定団体による認定。

技術職員名簿

新規掲載者

通番

氏

国交 太郎

平成2 年 2 月 22 日

30

8

2

0

1

1

1

1

1

0

2

1

2

0

1

第23456789号

30

〇 四国 一郎

昭和60 年 6 月 6 日

34

8

2

0

1

1

1

3

1

第34567891号

20

〇 吉野 流

昭和58 年 8 月 8 日

36

8

2

0

1

1

1

3

2

〇 野田 清

昭和56 年 6 月 6 日

38

8

2

0

1

1

1

3

2

0

2

1

2

0

2

30

昭和45 年 5 月 5 日

50

8

2

0

1

2

1

4

2

昭和39 年 3 月 3 日

56

8

2

0

2

0

0

2

2

第56789123号

30

昭和35 年 5 月 5 日

60

8

2

0

2

2

2

1

2

昭和 年 3 月 3 日

62

8

2

0

1

1

3

2

昭和31 年 1 月 1 日

64

8

2

0

1

2

1

4

2

10

昭和27 年 7 月 7 日

67

8

2

0

1

2

1

4

2

10

年

年

審査基準日現在の満年齢

業種コード

有資格区分コード

講習受講

業種コード

有資格区分コード

講習受講

監理技術者資格者証交付番号

CPD単位数取得数

1

3

5

10

①から②までの要件を満たす場合は「1」を、それ以外の場合は「2」を入力する（空欄はありません）

第15条第2号イに該当する者（二級国家資格者相当）であること

監理技術者資格者証の交付を受けること

第26条の4から6の規定による（監理技術者講習）を受講した属する年の翌年から起算して5年経過しないもの

経験者や大臣認定者、2級資格者等は、①に該当しませんので講習を受けても経営事項審査では「1」となります

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づく継続雇用制度対象者は、「継続雇用制度の適用を受けている技術職員名簿」（様式は四国地

有資格区分コードについてはP39～42を参照
実務経験者や資格取得後の実務経験者による資格者は

監理技術者資格者証の交付を受ける場合は、その番号を記入

出向者は欄外に「出」を追記

技術職員として申請する業種を記入する場合は、下表の業種コード表を参照（審査対象建設業以外の業種は記入不可）

申請する業種について、次の①から③すべての要件を満たす場合は「1」を、それ以外の場合は「2」を記入する（空欄はありません）

- ①法第15条第2号イに該当する者（1級国家資格者相当）であること
- ②監理技術者資格者証の交付を受けていること
- ③法第26条の4から6の規定による講習（監理技術者講習）を受講した日の属する年の翌年から起算して5年を経過しないもの

実務経験者や大臣認定者、2級資格者等は、①に該当しませんので講習受講していても経営事項審査では「2」となります

監理技術者資格者証の交付を受けている場合は、その番号を記入する

出向者は欄外に「出」を追記

技術職員として申請する業種を記入する
下表の業種コード表を参照
（審査対象建設業以外の業種は記入不可）

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づく継続雇用制度対象者は、「継続雇用制度の適用を受けている技術職員名簿」（様式は四国地方整備局のホームページからダウンロード可）の提出が必要です

有資格区分コードについてはP39～42を参照
実務経験者や資格取得後の実務経験を要する資格者は、四国地方整備局指定の「実務経験証明書」A若しくはBを別途作成してください。（P15を参照）

別表第十八

公益社団法人空気調和・衛生工学会	50
一般財団法人建設業振興基金	12
一般社団法人建設コンサルタンツ協会	50
一般社団法人交通工学研究会	50
公益社団法人地盤工学会	50
公益社団法人森林・自然環境技術教育研究センター	20
公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会	50
一般社団法人全国測量設計業協会連合会	20
一般社団法人全国土木施工管理技士会連合会	20
一般社団法人全日本建設技術協会	25
土質・地質技術者生涯学習協議会	50
公益社団法人土木学会	50
一般社団法人日本環境アセスメント協会	50
公益社団法人日本技術士会	50
公益社団法人日本建築士会連合会	12
公益社団法人日本造園学会	50
公益社団法人日本都市計画学会	50
公益社団法人農業農村工学会	50
一般社団法人日本建築士事務所協会連合会	12
公益社団法人建築家協会	12
一般社団法人日本建設業連合会	12
一般社団法人日本建築学会	12
一般社団法人建築設備技術者協会	12
一般社団法人電気設備学会	12
一般社団法人日本設備設計事務所協会	12
公益財団法人建築技術教育普及センター	12
一般社団法人日本建築構造技術者協会	12

業種コード表

コード	建設業の種類	コード	建設業の種類
01	土木工事業	16	ガラス工事業
02	建築工事業	17	塗装工事業
03	大工工事業	18	防水工事業
04	左官工事業	19	内装仕上工事業
05	とび・土工工事業	20	機械器具設置工事業
06	石工事業	21	熱絶縁工事業
07	屋根工事業	22	電気通信工事業
08	電気工事業	23	造園工事業
09	管工事業	24	さく井工事業
10	タイル・れんが・ブロック工事業	25	建具工事業
11	鋼構造物工事業	26	水道施設工事業
12	鉄筋工事業	27	消防施設工事業
13	ほ装工事業	28	清掃施設工事業
14	しゅんせつ工事業	29	解体工事業
15	板金工事業		

◇留意事項

■1人の職員につき、技術職員として申請できる建設業の種類数は2業種までです。

（2業種の考え方）

1. 一つの資格から2業種選択 例：土木施工管理技士→土木（01）・ほ装（13）
この場合、同じ有資格区分コードを2箇所に記入する
2. 二つの資格から、それぞれ1業種選択 例：土木施工管理技士→土木（01）、建築施工管理技士→建築（02）

■一つの業種について、二つの資格等で申請することはできません。

例：管（09）→2級管工事（230）・配管基幹技能（064）は×、この場合は配管基幹技能（064）のみ

経営事項審査に用いる実務経験証明書

経営事項審査においては、審査対象とする建設業に従事する全ての技術職員を申請（技術職員名簿に記載）し、それぞれ技術者と認められる資格や経験を有することを確認できる書面を提出しなければなりません。

しかしながら、実務経験者については、法令の規定を満たす過去の工事経験を全て証明しようとすると、申請者に多大な事務負担が生じることが懸念されますので、四国地方整備局ではこの証明に比較的簡素な特別の指定様式を用いております。（経営事項審査を受ける場合に限っての特例様式ですので、建設業許可申請に用いることはできません。）

なお、監理技術者資格者証に実務経験者として記載されている者（監理技術者資格者証の有する資格欄に「実経」として記載）については、実務経験証明書の提出は不要です。

(実務経験証明書 A)

実務経験証明書A

四国地方整備局長 殿

商号又は名称

代表者氏名

経営規模等評価の申請
経営事項審査における
総合評価値の請求
に当たり、技術職員名簿記載の
下記の者の実務経験を証明します。

(審査基準日) 年 月 日

氏 名	①卒業校 生年月日	実務経験を証明する業種		当該業種の 実務経験 総年数
		I 工事名	II 工事名	
		I 現場での職務		年 月
		II 現場での職務		

【提出対象者】

■有資格区分コード001
大学・高専・高校等※の指定学科卒業後、指定年数以上の
実務を経験した者
卒業証明書等の写しの添付が必要

■有資格区分コード002
10年以上の実務を経験した者

■有資格区分コード099
複数業務での実務経験者【建設業法施行規則第7条の3】

※短大は大学に該当します。
専門学校〔専修学校専門課程〕卒業者については、以下の
とおり取り扱います。
1 年制の指定学科卒業生
高校卒業
2 年制の指定学科卒業生（専門士）
短大卒
4 年制の指定学科卒業生（高度専門士）
大学卒

(実務経験証明書 B)

実務経験証明書B

四国地方整備局長 殿

商号又は名称

代表者氏名

経営規模等評価の申請
経営事項審査における
総合評価値の請求
に当たり、技術職員名簿記載の
下記の者の実務経験を証明します。

(審査基準日) 年 月 日

氏 名	①資格の名称 生年月日	実務経験を証明する業種		資格取得後における 当該業種の 実務経験総年数
		I 資格取得後に必要な実務経験年数	II 現場での職務	
		I 年	II 現場での職務	年 月
		I 年	II 現場での職務	

【提出対象者】

■資格を取得後、又は技術検定等合格後に、指定年数以上の
実務を経験した者

※ 資格者証若しくは合格証書等の写しの添付が必要

	②	I 年	II 現場での職務	年 月
	①	I 年	II 現場での職務	年 月
	②	I 年	II 現場での職務	年 月
	①	I 年	II 現場での職務	年 月
	②	I 年	II 現場での職務	年 月

学校等卒業後の該当業種の実務経験が全て認められる方（実務経験証明書A）と資格取得後の実務経験だけが認められる方（実務経験証明書B）でそれぞれ別様式となっています。

なお、この書面は「提出書類」ではなく、「確認書類」の⑤「技術職員に該当することを証する書面」に該当しますので、「確認書類」綴りに含めてください。

実務の経験とは

建設工事に関する技術上の全ての経験をいいます。
したがって、建設工事を指揮、監理した経験及び実際に施工に携わった経験はもちろんのこと、これらの技術を習得するために行った見習中の技術的経験も含まれます。
また、建設工事の注文者側において設計に従事した経験あるいは監督員（法令では受注者を監督するために注文者が置いた者を指します）としての経験もこれに含まれます。
なお、工事現場の単なる雑務や事務に関する経験は技術上の実務経験とは認められません。

15

4. 別紙三 その他の審査項目（社会性等）

建設業法施行規則

別記様式第25号の14 別紙三（20004帳票）

別紙三

その他の審査項目（社会性等）

建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況

雇用保険加入の有無	4	1	0	[1. 有、2. 無、3. 適用除外]
健康保険加入の有無	4	2	0	[1. 有、2. 無、3. 適用除外]
厚生年金保険加入の有無	4	3	0	[1. 有、2. 無、3. 適用除外]
建設業退職金共済制度加入の有無	4	4	0	[1. 有、2. 無]
退職一時金制度若しくは企業年金制度加入の有無	4	5	0	[1. 有、2. 無]
法定外労働災害補償	4	6	0	[1. 有、2. 無]
若年技術職員の継続	4	7	0	[1. 該当、2. 非該当]
新規若年技術職員の	4	8	0	[1. 該当、2. 非該当]
CPD単位取得数	4	9	0	(単位)
「技術者名簿」及び「様式第4号（CPD単位を取得した技術者名簿）」に記載した技術者のCPD単位取得数（CPD認定団体ごとに右欄に掲げる数値で除し、30を乗じた数値（小数点以下は切り捨て）の合計	4	10	0	(人)
「様式第5号（技能者名簿）」の「レベル向上の有無」欄に「○」印がある者の数	5	1	0	(人)
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定の状況	5	2	0	[1. えるぼし認定（1段階目）、2. えるぼし認定（2段階目）、3. えるぼし認定（3段階目）、4. プラチナえるぼし認定、5. 非該当]
次世代育成支援対策推進法に基づく認定の状況	5	3	0	[1. くるみ、2. 非該当]
青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定の状況	5	4	0	[1. ユースエール認定、2. 非該当]
建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況	5	5	0	[1. 全ての建設工事で実施に該当、2. 全て

【項番42】健康保険加入の有無
建設国保（全国土木建築国民保険組合）等の国民健康保険への加入の場合又は従業員が4人以下である個人事業主の場合等適用が除外される場合には、「3」（適用除外）を記入

【項番43】厚生年金保険加入の有無
従業員が4人以下である個人事業主の場合等適用が除外される場合には、「3」（適用除外）を記入

新たに技術職員名簿に記載した若年技術職員（35歳未満の技術職員）数が技術職員名簿全体の1%以上の場合、「1」を記入する

「技術者名簿」及び「様式第4号（CPD単位を取得した技術者名簿）」人数

「様式第5号（技能者名簿）」に記載された人数

「様式第5号（技能者名簿）」の「控除対象」欄に「○」印がある者の数

平成23年4月1日以降の申立てに係る再生手続開始の決定（民事再生法）又は更正手続開始の決定（会社更生法）を受け、かつ再生手続終了の決定又は更正手続終了の決定を受けていない場合（③の欄の記入があって、⑥の欄に記入がない間）、「1」を記載する

建設業の営業継続の状況

営業年数	5	6	0	(年)
民事再生法又は会社更生法の適用の有無	5	7	0	[1. 有、2. 無]

防災活動への貢献の状況

防災協定の締結の有無	5	8	0	[1. 有、2. 無]
------------	---	---	---	-------------

法令遵守の状況

営業停止処分の有無	5	9	0	[1. 有、2. 無]
指示処分の有無	5	10	0	[1. 有、2. 無]

建設業の経理の状況

監査の受審状況	6	0	0	[1. 会計監査人の設置、2. 会計監査人の設置を行っていない場合（監査報告書において、無限定適正意見、限定付適正意見が表明された場合に加点）]
公認会計士等の数	6	1	0	(人)
二級登録経理試験合格者等の数	6	2	0	(人)

研究開発の状況

研究開発費（2期平均）	6	3	0	(千円)
-------------	---	---	---	------

【項番60】で「1. 会計監査人設置会社」に該当する会社以外は「0」を記入する。また、2期平均以外の選択はできない

建設機械の保有状況

建設機械の所有及びリース台数	6	4	0	(台)
----------------	---	---	---	-----

国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録の有無

エコアクション21の認証の有無	6	5	0	[1. 有、2. 無]
ISO9001の登録の有無	6	6	0	[1. 有、2. 無]
ISO14001の登録の有無	6	7	0	[1. 有、2. 無]

「注記表」の研究開発費の額を2期分記入する
対象事業年度が12か月に満たない場合等は完成工事高と同じ方法で「換算」して算出する

自ら所有又はリースしている建設機械（ショベルス掘削機、トラクターショベル、ブルドーザー、移動式クレーン、ダンプ車、高所作業車、締固め用機械、解体用機械、モーターグレーダー、）について、審査基準日の所有及び審査基準日を含む1年7ヶ月間以上の使用期間が定められているリースの合計台数を記入する（正常に稼働する状態にある建設機械に限る）

「1. 有」の場合、以下の①・②を満たすことが必要
①活動内容に建設業が含まれていること
②建設業法上の全ての営業所が認証範囲に含まれていること

若年技術職員（35歳未満の技術職員）数が技術職員名簿全体の15%以上の場合、「1」を記入する

公認会計士、税理士で国土交通大臣が指定する研修を受けた者

一級登録経理試験に合格した者又は登録経理講習の1級講習を受講した者で、合格した日又は講習を受講した日の翌年度の開始の日から起算して5年を経過しない者

二級登録経理試験に合格した者又は登録経理講習の2級講習を受講した者で、合格した日又は講習を受講した日の翌年度の開始の日から起算して5年を経過しない者

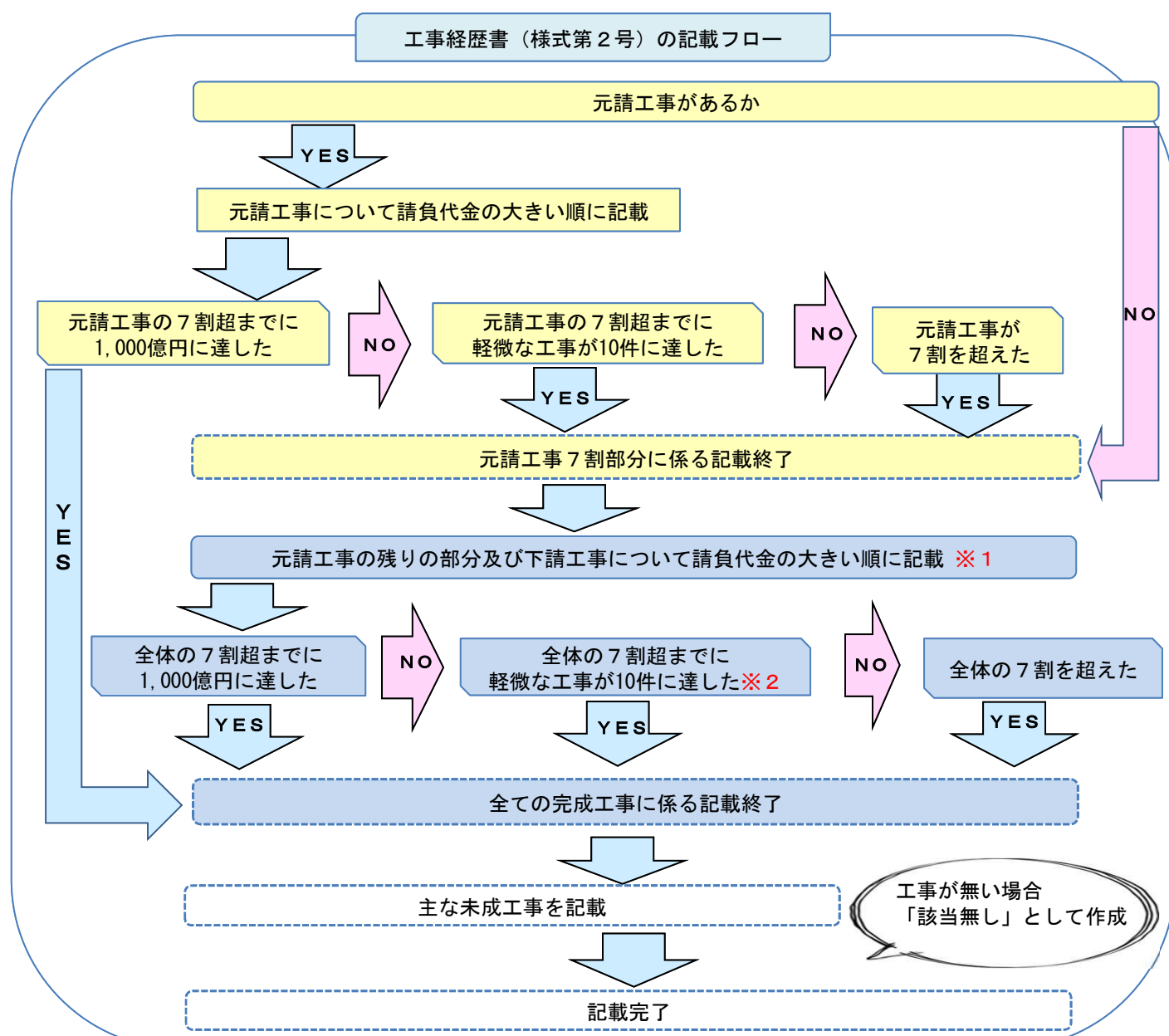
「工事経歴書」は、建設業許可の申請を行う際の添付書類として、申請書とあわせて提出することとされており、許可取得後においても、毎事業年度終了後4ヶ月以内に、財務諸表等と併せて提出（変更届出）することとされています。

また、経営事項審査に係る経営規模等評価を申請する際にも、添付書類として、『工事経歴書』を提出することとされています。

- ・建設業許可の申請を行うとき
- ・許可取得後、毎営業年度終了後における届出（変更届出書）を行うとき
- ・経営事項審査申請を行うとき

許可業種毎に
作成

- ①元請工事に係る完成工事について、元請工事の完成工事高合計の7割を超えるところまで記載する。
②続けて、残りの元請工事と下請工事に係る完成工事について、全体の完成工事高合計の7割を超えるところまで記載する。
※①、②の記載に際しては、1,000億円又は軽微な工事の10件を超える部分については記載を要しない。
③さらに②に続けて主な未成工事について記載する。



※2 元請7割分に記載した軽微な工事と合わせた件数で判断。元請工事に軽微な工事が無い場合は、下請工事のみで判断。元請工事のみで軽微な工事が10件に達した場合、全体の7割超に達するまでは、11件目の軽微な工事の直前まで記載。

記載例1 工事経歴書記載例（元請工事で軽微な工事が10件に達した場合）

該当区分に○印を付記

◇財務諸表を税抜方式で作成する関係上、税抜方式での作成が望ましい

(建設工事の種類) とび・土工・コンクリート工事 (税込) → (税抜)

以下の3業種については、内訳業種に○印を付記し、該当する請負金額を記載する。

土木一式工事 → PC
とび・土工・コンクリート工事 → 法面処理
鋼構造物工事 → 鋼橋上部

注文者	元請	JV	工事名	工事現場のある 都道府県及び 市区町村名	氏 名	主任技術者又は監理技術者 の別（該当箇所に○印を記 主任技術者 監理技術者	鋼橋造物工事 → 鋼橋上部	うち、 ・PC ・法面処理 ・鋼橋上部	着 工 年 月	完成又は 完成予定年月
①元請工事の7割部分に係る完成工事										
国土建設	元請	JV	一般国道100号線道路改修工事	香川県高松市	讃岐 太郎	レ	50,000千円	10,000千円	令和 1年 6月	令和 2年 3月
北海道開発	〃	〃	A邸木造住宅敷地構成工事	徳島県徳島市	阿波 次郎	レ	4,500千円	千円	令和 1年 7月	令和 1年 8月
東北土木	〃	〃	B邸車止め設置工事	高知県高知市	土佐 三郎	レ	4,200千円	千円	令和 1年 6月	令和 1年 7月
関東建設	〃	〃	C宅敷地盛土及び基礎工事	愛媛県松山市	伊予 四郎 →仁淀 育	レ				令和 1年11月
b～kの件数≤10件										
中部産業	〃	〃	阿南ビル新築工事のうち 足場仮設工事	徳島県那賀郡 那賀町	香川 花子	レ				令和 1年10月
北陸建設	〃	〃	阿南ビル新築工事のうち 外構工事	高知県高岡郡 四万十町	愛媛 一夫	レ	3,600千円	千円	令和 1年12月	令和 2年 3月
近畿組	〃	〃	D邸玄関スロープ設置工事	愛媛県西予市	徳島 健二	レ	3,200千円	千円	令和 2年 1月	令和 2年 3月
中国建築	〃	〃	一般国道200号災害対策工事 （法面工）	香川県丸亀市	高知 交三	レ	3,000千円			
四国道路	〃	〃	E邸新築工事のうち基礎工事	徳島県阿南市	小松島 海	レ	2,800千円	千円	令和 2年 2月	令和 2年 3月
九州工事	〃	〃	一般国道300号災害復旧工事 （法面工）	高知県南国市	四万十 流	レ	2,500千円	千円	令和 1年 11月	令和 1年12月
沖縄建工	〃	〃	高松アパート新築工事のうち くい打ち工事	愛媛県大洲市	重信 清	レ	2,000千円	千円	令和 1年11月	令和 1年12月
F	下請	〃	F邸新築工事のうち基礎工事	香川県さぬき					令和 1年 6月	令和 2年 2月
G	〃	〃	G邸敷地盛土及び基礎工事	徳島県徳島市	吉野 渡	レ	9,000千円	千円	令和 1年 5月	令和 2年 3月

「注文者」及び「工事名」の記入に際しては、
個人名が特定されないよう記載する。
（適宜アルファベット等を使用）

1. 軽微な工事について10件を超える部分は記載不要

2. 記載額が全ての完成工事高の合計額の7割を超えたため記載終了

頁毎の元請工事に係る
完成工事高の合計額（a～k）

①元請工事の7割部分に係る完成工事

b～kの件数≤10件

「注文者」及び「工事名」の記入に際しては、個人名が特定されないよう記載する。（適宜アルファベット等を使用）

1. 軽微な工事について10件を超える部分は記載不要

2. 記載額が全ての完成工事高の合計額の7割を超えたため記載終了

頁毎の元請工事に係る完成工事高の合計額（a～k）

頁毎の完成工事高の合計額（a～m）

全ての完成工事高の合計額

② 下請工事に係る完成工事

・・・「軽微な工事」

元請工事に係る完成工事高の合計額

記載例2 工事経歴書記載例（全体で軽微な工事が10件に達した場合）

工事経歴書

(建設工事の種類) とび・土工・コンクリート工事 (税込) → (税抜)

注 文 者	元請	JV	工 事 名	工事現場のある 都道府県及び 市区町村名	氏 名	配置 技 術 者	請 負 代 金 の 額	工 期
	の別					主任技術者又は監理技術者の 別（該当箇所には印を記 主任技術者 監理技術者	うち、 ・PC ・法面処理 ・鋼橋上部	着 工 年 月 完成又は 完成予定年月
国土建設	元請	JV	一般国道100号線道路改修工事	香川県高松市	讃岐 太郎	レ	50,000千円 10,000千円	令和 1年 6月 令和 2年 3月
北海道開発	〃	〃	A邸木造住宅敷地構成工事	徳島県徳島市	阿波 次郎	レ	4,500千円 千円	令和 1年 7月 令和 1年 8月
東北土木	〃	〃	B邸車止め設置工事	高知県高知市	土佐 三郎	レ	4,200千円 千円	令和 1年 6月 令和 1年 7月
1. 元請工事に係る完成工事の合計額の7割超まで記載								
関東建設	下請	〃	C宅敷地盛土及び基礎工事	愛媛県松山市	伊予 四郎 →仁淀 青	レ	14,000千円 千円	令和 1年 8月 令和 1年11月
中部産業	〃	〃	阿南ビル新築工事のうち 足場仮設工事	徳島県那賀郡 那賀町	香川 花子	レ	8,800千円 千円	令和 1年 9月 令和 1年10月
北陸建設	〃	〃	阿南ビル新築工事のうち 外構工事	高知県高岡郡 四万十町	愛媛 一夫	レ	4,500千円 千円	令和 1年12月 令和 2年 3月
近畿組	〃	〃	D邸玄関スロープ設置工事	愛媛県西予市	徳島 健二	レ	3,200千円 千円	令和 2年 1月 令和 2年 3月
中国建築	〃	〃	一般国道200号災害対策工事 (法面工)	香川県丸亀市	高知 交三	レ	3,000千円 3,000千円	令和 1年 9月 令和 1年 9月
四国道路	〃	〃	E邸新築工事のうち基礎工事	徳島県阿南市	小松島 海	レ	2,800千円 千円	令和 2年 2月 令和 2年 5月
九州工事	元請	〃	一般国道300号災害復旧工事 (法面工)	高知県南国市	四万十 流	レ	2,500千円 千円	令和 1年11月 令和 1年12月
沖縄建工	下請	〃	高松アパート新築工事のうち くい打ち工事	愛媛県大洲市	重信 清	レ	2,000千円 千円	令和 1年11月 令和 1年12月
F	〃	〃	F邸新築工事のうち基礎工事	香川県さぬき	吉野 渡	レ	1,900千円 千円	令和 1年 6月 令和 2年 2月
G	〃	〃	G邸敷地盛土及び基礎工事	徳島県徳島市	吉野 渡	レ	1,500千円 千円	令和 1年 5月 令和 2年 3月

①元請工事の7割部分に係る完成工事

② ①以外の元請工事及び下請工事に係る完成工事

b、c+f～mの件数≤10件

1. 元請工事に係る完成工事の合計額の7割超まで記載

2. 軽微な工事が10件に達したため記載終了

頁毎の元請工事に係る完成工事高の合計額（a～c+j）

頁毎の完成工事高の合計額（a～m）

全ての完成工事高の合計額

・・・「軽微な工事」

元請工事に係る完成工事高の合計額

記載例3 工事経歴書記載例（全ての完成工事高の合計額7割に達した場合）

工事経歴書

（建設工事の種類） とび・土工・コンクリート 工事 （税込 ・ 税抜）

工事進行基準を採用している場合、適用工事については、進行基準による完成工事高をカッコ書きで付記する。

注 文 者	①元請工事の7割部分に係る完成工事			場のあ	配 置 技 術 者		請 負 代 金 の 額		工 期	
	又は 下請 の別	の 別	都道府県及び 市区町村名		氏 名	主任技術者又は監理技術者の 別（該当箇所にレ印を記 主任技術者、 監理技術者	うち、 （ ・PC ・法面処理 ・鋼橋上部		着 工 年 月	完成又は 完成予定年月
a	国土建設	元請	JV 一般国道100号線道路改修工事	香川県高松市	讃岐 太郎	レ	(70,000) 80,000千円	(10,000) 20,000千円	令和 1年 6月	令和 2年12月
b	北海道開発	〃	A邸木造住宅敷地構成工事	徳島県徳島市	阿波 次郎	レ	12,500千円	千円	令和 1年 7月	令和 1年 8月
c	東北土木	〃	B邸車止め設置			レ	4,200千円	千円	令和 1年 6月	令和 1年 7月
d	関東建設	下請	C宅敷地盛土及び基礎工事	愛媛県松山市	伊予 四郎 → 仁淀 青	レ	9,000千円	千円	令和 1年 8月	令和 1年11月
e	中部産業	〃	阿南ビル新築工事のうち 足場仮設工事	徳島県那賀郡 那賀町	香川 花子	レ	8,800千円		a～cの合計額≧Yの7割	
f	北陸興産	〃	高知県高岡郡 四万十町	愛媛 一夫	レ	7,600千円	千円	令和 1年12月	令和 2年 3月	
g	近畿組	〃	愛媛県西予市	徳島 健二	レ	6,200千円	千円	令和 2年 1月	令和 2年 3月	
h	中国建築	〃	一般国道200号災害対策工事 (法面工)	香川県丸亀市	高知 交三	レ	3,000千円	3,000千円	令和 1年 9月	令和 1年 9月
i	四国道路	〃	E邸新築工事のうち基礎工事	徳島県阿南市	小松島 海	レ	2,800千円	千円	令和 2年 2月	令和 2年 5月
j	九州工事	〃	一般国道300号災害復旧工事 (法面工)			レ	2,500千円	千円	a～kの合計額≧Xの7割	
k	沖縄建工	〃	高松アパート新築工事のうち くい打ち工事	愛媛県大洲市	重信 清	レ	2,000千円	千円	令和 1年11月	令和 1年12月
									頁毎の元請工事に係る 完成工事高の合計額 (a + b + c)	

1. 元請工事に係る完成工事の合計額の7割超まで記載

② ①以外の元請工事及び下請工事に係る完成工事

2. 記載額が全ての完成工事高の合計額の7割を超えたため記載終了

頁毎の元請工事に係る完成工事高の合計額(a+b+c)

小計	11件	128,600千円	15,500千円	86,700千円	10,000千円
合計	50件	183,000千円	20,000千円	123,000千円	12,000千円

頁毎の完成工事高の合計額(a～k)

全ての完成工事高の合計額

元請工事に係る完成工事高の合計額

■工事経歴書を作成する際の留意事項

- 「工事名」の欄の工事名称は、請負契約書等に記載されている工事名称をそのまま正確に記載して下さい。
(契約書記載の工事名称を勝手に略したり、変更したりしてはいけません。)
なお、工事名により業種が判別し難い場合等においては、別途カッコ書き等により、工事内容等を追記し、業種が判別できるように記載を行って下さい。
◇記載例
X邸新築工事につき、下請業者として空調設備工事を施工した場合：「X邸新築工事（空調設備工事）」
- 「配置技術者」の欄は、工事現場に置かれた技術者の氏名及び主任技術者又は監理技術者の別を記載して下さい。
また、当該工事の施工中に配置技術者の変更があった場合には、変更前の者を含む全ての技術者を記載して下さい。
- 「請負代金の額」の欄は、共同企業体（JV）として行った工事については、共同企業体全体としての請負代金の額に出資の割合を乗じた額（甲型JV）又は分担した工事の額（乙型JV）を記載して下さい。
また、工事進行基準を採用している場合には、「請負代金の額」の欄に当該工事進行基準が適用される完成工事について、その完成工事高を（ ）書きにより記載して下さい。
- 「小計」の欄は、頁毎の完成工事の件数の合計並びに完成工事及びそのうちの元請工事に係る請負代金の合計及び「プレストレストコンクリート構造物工事」（土木一式工事）、「法面処理工事」（とび・土工・コンクリート工事）及び「鋼橋上部工事」（鋼構造物工事）について請負代金の額を区分して記載した額の合計を記載して下さい。
- 「合計」の欄は、ページ数が2枚以上となる場合には最終頁に、全ての完成工事の件数の合計並びに完成工事及びそのうちの元請工事に係る請負代金の合計及び「プレストレストコンクリート構造物工事」（土木一式工事）、「法面処理工事」（とび・土工・コンクリート工事）及び「鋼橋上部工事」（鋼構造物工事）について請負代金の額を区分して記載した額の合計を記載して下さい。
- 「注文者」欄及び「工事名」欄の記入に際しては、その内容により個人の氏名が特定されることのないよう十分に留意して記載して下さい。

◇記載例

注文者：四国 太郎 → X
工事名：四国 二郎邸新築工事 → Y邸新築工事
※適宜アルファベット順等を使用する等個人情報保護に留意すること。

6. 経営事項審査に必要となる確認書類

「確認書類」は、「提出書類」記載項目の真正を確認するため必要となる次に掲げる書類をいいます。

該当の無いものを除き、必ず全て提出しなければなりません。なお、これらの書面が提出できない場合、対応する項目の記載が認められないことはもちろんのこと、その確認できなかった項目によっては総合評価値通知が受けられなくなることがあります。

確 認 書 類 一 覧

①	審査対象事業年度の消費税確定申告書の控え及び添付書類（写）並びに消費税納税証明書（写）	・ 消費税確定申告書の控え、添付書類（付表2）及び消費税納税証明書（その1）※の3種類全てを提出。 ※消費税納税証明書は、「国税通則法施行規則別紙第8号書式その1」（いわゆる納付税額の証明用とされているもの） 【電子申請の場合】PDFにして添付してください。 - 消費税納税証明書は、e-tax認証によりシステム上で納税情報を取得することで添付不要となります。
②	工事経歴書に記載されている工事に係る工事請負契約書（写）又は注文書及び請書の（写）（金額上位3件分）	・ 工事経歴書（記載要領：P17～19）に記載された工事のうち、業種毎に、元請工事下請工事を問わず完成工事高の大きいものから上位3件分の契約書等※1を提出してください。なお、記載された工事が3件に満たない場合は、工事経歴書記載工事全ての契約書等を提出して下さい。金額や工期に変更があった場合は、その変更契約書等も併せて提出して下さい。 ・ 契約書等については、工事名称・工事場所・工期・請負金額・契約締結日・注文者名（押印）・請負者名（押印）が確認できる部分を提出してください。 ・ JVや工事進行基準を採っている場合は、完成工事高の計算方法が分かる書類を添付してください。※2 ・ 契約書等が提出できない工事がある場合（契約書等記載の内容と実工事が異なる場合や電子商取引も含む）は、当該工事に関する必要事項を「工事証明書」（四国地方整備局指定様式ホームページよりダウンロード可）に記載のうえ、他の確認できる書類と併せて提出してください。 ※1 注文書、請書による場合は、必ず注文書と請書を一対にして提出して下さい。 ※2 JV工事の場合、「JV協定書」等出資比率が確認できるもの工事進行基準適用工事の場合、「出来高計算書」等審査基準日（＝決算日）における工事進捗度を見積もった書面 【電子申請の場合】PDFにして添付してください。
③	法人税申告書別表（別表16（一）及び（二））（写）並びに建設業法施行規則別記様式第15号及び第16号による貸借対照表及び損益計算書（写）	・ 法人税申告書別表十六（一）及び（二）他については、「経営規模等評価申請書・総合評価値請求書」（以下、「申請書」という。）【項番18】において「減価償却実施額」として計上した額が確認できる資料を提出すること。 （減価償却実施額の計上に際しての考え方）※ - 法人税申告書別表十六（一）、（二）、（四）、（六）→「当期償却額」 - 法人税申告書別表十六（七）→「当期の少額減価償却資産の取得価額の合計額」 - 法人税申告書別表十六（八）→「当期損金経理額」 ※法人税申告書別表十六（四）、（六）、（七）、（八）の「減価償却実施額」の計上については、貸借対照表に「固定資産」として計上され、かつ「減価償却費」として費用計上されている場合に限る。 ・ 消耗品費や備品費等として経理処理している場合には、「減価償却実施額」には計上できません。 【電子申請の場合】PDFにして添付してください。
④	健康保険及び厚生年金保険に係る標準報酬の決定を通知する書面（写）	・ この書類は、加対象者（技術職員名簿に記載された技術者、公認会計士、税理士、建設業経理試験1、2級合格者、様式第4号（CPD単位を取得した技術者名簿）、様式第5号（技能労働者））の全員が一定期間以上雇用（出向を含む）されていたかどうかを確認するとともに、労働福祉の状況（健康保険及び厚生年金保険加入＜申請書【項番42】、【項番43】＞が適正に記載されているか確認するためのものです。 ・ 審査対象事業年度内に通知のあった標準報酬決定通知書（定時決定にかかるもの）を提出してください。 - 例：審査基準日（直前決算日）が令和6年5月31日の建設業者の審査対象事業年度は令和5年6月1日から令和6年5月31日までですので、その間に通知のあった標準報酬決定通知書（概ね令和5年7～8月頃に通知された定時決定に係る標準報酬決定通知書）を提出してください。

確 認 書 類 一 覧

④		・ 前回の経営事項審査の際に提出した「技術職員名簿（別紙二）」に記載されておらず、かつ、雇用期間が審査基準日時点で6ヶ月を超えた方がいる場合は、そのことが確認できる資格取得時の標準報酬決定通知書等（事業所の名称が記載された雇用保険被保険者資格確認通知書、前年度分の標準報酬決定通知書等）を併せて提出してください。 ・ 加対象者のうち、上記の標準報酬決定通知で雇用等が確認できない方（後期高齢者等）がいる場合は、住民税特別徴収税額の通知書を追加で添付してください。住民税特別徴収税額の通知書を用いてもなお確認できない場合は当局までご相談ください。（雇用契約書、6ヶ月分の賃金台帳又は給与支給明細書、出勤簿等を併せて確認します。） ・ <u>技術職員名簿の通番を標準報酬決定通知書の左側空白に追記載してください。また、建設業経理士等についても、空白に（1級経-1）等の分かりやすい符番号を追記載してください。</u> ・ 出向者の加対象者のうち、出向元が社会保障費等を負担している場合等※は出向契約書等の出向事実を確認できる書類及び出向元に通知された標準報酬決定通知書を提出してください。 ※出向元が建設業者であり、かつ経営事項審査を受けている場合は、これら出向者が出向元の申請に重複して含まれていないことを証する書面（出向元の確認書等）を併せて提出して下さい。 【電子申請の場合】PDFにして添付してください。
	高年齢者雇用確保措置における継続雇用制度の対象者であることを証する書面 （該当する場合） 継続雇用制度対象者以外の高年齢者の雇用形態が確認できる書面 （該当する場合）	・ 雇用期間が限定されている者は、技術職員には該当しませんが、継続雇用制度の対象者であれば雇用期間を特に限定することなく常時雇用されているものとみなされます。対象者※が存在する場合は、「継続雇用制度の適用を受けている技術職員名簿」（四国地方整備局ホームページより様式ダウンロード可）を提出して下さい。また、その場合において、常時10人以上の労働者を使用する事業者については、「就業規則」（労働基準監督署の受付印が確認できる表紙、定年年齢につき定めた部分、及び高年齢者雇用確保措置における継続雇用制度について定めた部分）を併せて提出して下さい。 ※対象となる技術職員が役員の場合には、継続雇用制度の適用対象者ではありませんので、記載不要です。 ・ 60歳以上の技術職員について、継続雇用制度の対象外である場合には、雇用形態が確認できるものを提出して下さい。 （例：就業規則の定年年齢について定めた部分、雇用契約書等） 【電子申請の場合】PDFにして添付してください。
⑤	技術職員名簿に記載されている職員全員について技術職員に該当することを証する書面	イ 技術職員名簿に記載した国家資格や技術検定、その他の法令に基づく試験、講習受講等が確認できる合格証等の写しを提出して下さい。※1、2、3 ロ 能力評価基準による「レベル3技能者、レベル4技能者」の場合には、能力評価実施機関が発行する「能力評価（レベル判定）結果通知書」を提出して下さい。 ハ 実務経験による技術者については、「実務経験証明書A」（四国地方整備局指定様式、ホームページより様式ダウンロード可）に必要事項を記載して提出してください。また、指定学科を卒業した短縮実務経験者は、その卒業証明等も添付が必要です。なお、建設業許可において既に何らかの届出がなされている場合は、許可に係る届出として提出している「実務経験証明書」（規則様式第九号）を指定様式への記載に代えて用いることができます。 ニ 検定等合格者のうち、資格取得後の実務経験を必要とする者については、検定等の合格証書等及び「実務経験証明書B」（四国地方整備局指定様式、ホームページより様式ダウンロード可）に必要事項を記載して提出して下さい。なお、建設業許可において既に何らかの届出がなされている場合は、許可に係る届出として提出している「実務経験証明書」の写し（規則様式第九号）を指定様式への記載に代えて用いることができます。 前回の経営事項審査の際に提出した「技術職員名簿（別紙二）」に記載した有資格区分コードから変更が無い方については、前回の「技術職員名簿（別紙二）」を提出することにより合格証等の写しの提出は不要です。なお、その場合においても、資格に有効期間の定めのある「<u>監理技術者資格者証</u>」、「<u>監理技術者講習修了証</u>」、「<u>登録基幹技能者講習修了証</u>」等については、提出が必要です。同様にハ、ニについても、前回の経営事項審査の際に提出した「技術職員名簿（別紙二）」に記載した実務経験等から変更が無い方については、前回の「技術職員名簿（別紙二）」を提出することにより「実務経験証明書A」、「実務経験証明書B」に記載する必要はありません。

確 認 書 類 一 覧

⑤		・婚姻等により、合格証や卒業証明等に記載された姓名と現姓名が合致しない方は、姓名変更が確認できる書類＜原則として公的機関が発行した書面（戸籍抄本等・発行日不問）＞を併せて添付して下さい。 ※1 合格証等については、拡大・縮小コピーして頂いて差し支えありません。ただし、コピーが不鮮明な場合等、氏名や生年月日、資格取得日等が確認できない場合は差し替えが必要となります。提出時に必ず再確認し、鮮明な書面を添付してください。 ※2 監理技術者資格者証に「有する資格」として記載された資格等については、合格証等の写しの提出は不要です。 ※3 以下の要件全てに該当する技術職員については、講習受講について加対象となりますので、確認書類として「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習修了証」の写しを提出してください。（技術職員名簿の講習受講欄が「1」となります。） a. 建設業法第15条第2号イ（1級相当の国家資格者、実務経験者や大臣認定者は不可）に該当するもの b. 監理技術者資格者証の交付を受けているもの（審査基準日が有効期限内である場合に限る） c. 監理技術者講習を受講した日の属する年の翌年から起算して5年を経過しない者（例：令和2年2月28日に講習を受けた場合、令和3年1月1日から起算し5年を経過しない令和7年12月31日までが対象となる） 【電子申請の場合】PDFにして添付してください。 <u>システムに検定合格番号、監理技術者資格証交付番号を入力することにより、添付が不要となります。</u> ※バックヤード連携の不具合等により、エラー表示がでる場合があります。番号等を再度確認いただき、それでも解消されない場合は、PDFを添付してください。
⑥	労働保険概算・確定保険料申告書（控）とこれにより申告した保険料納入に係る領収済通知書（写）	・審査基準日を含む年度の労働保険概算・確定保険料申告書の控えを提出して下さい。また、領収済通知書は審査基準日を含む期間のものを提出して下さい。※1 ・「雇用保険」は、労災保険とあわせて「労働保険」と総称されていますが、二元適用事業として申告と保険料の納付を「雇用保険」分と「労災保険」分とを区別して行うこととなっている場合は、このうちの「雇用保険」に関する書類のみを提出してください。※2 ※1 労働保険料の期間の考え方については、以下のとおり （第1期）4.1～7.31 （第2期）8.1～11.30 （第3期）12.1～3.31 ※2 雇用保険に係る「労働保険概算・確定保険料申告書」は、申告書左上の①労働保険番号欄の「所掌」のカラムに「3」と印字されています。 【電子申請の場合】PDFにして添付してください。
⑦	健康保険及び厚生年金保険の保険料納入に係る領収証書（写）又は納入証明書（写）	・審査基準日を含む月の保険料納入に関する領収証書を提出して下さい。 （例：審査基準日が3月31日の場合、3月の保険料に係る領収証書。審査基準日が7月20日の場合、7月の保険料に係る領収証書） 【電子申請の場合】PDFにして添付してください。
⑧	建設業退職金共済事業加入・履行証明書（経営事項審査用）（写）	・独立行政法人勤労者退職金共済機構建設業退職金共済事業本部（建退共）の各都道府県支部の発行する加入・履行証明書（経営事項審査用）を提出して下さい。 【電子申請の場合】PDFにして添付してください。

確 認 書 類 一 覧

⑨	退職一時金制度若しくは企業年金制度導入の有無に係る確認書類（いずれか1点） ◇中小企業退職金共済制度、若しくは特定退職金共済団体制度への加入を証明する書面 ◇労働基準監督署長の受付印のある就業規則又は労働協約 ◇企業年金制度又は退職一時金制度に係る書類	・次に掲げるイからトまでの書類のうち、いずれか1つを提出して下さい。※ イ 中小企業退職金共済制度への加入を証明する書面 ロ 特定退職金共済団体制度への加入を証明する書面 ハ 労働基準監督署の印の確認できる就業規則又は労働協約（退職一時金に関する規定が確認できる部分を含めて提出、退職金規程が別冊になっている場合はそちらも提出） ニ 厚生年金基金への加入を証明する書面 ホ 適格退職年金契約書又は確定拠出年金運営管理機関の発行する確定拠出年金への加入を証明する書面 ヘ 確定給付企業年金の企業年金基金の発行する企業年金基金への加入を証明する書面 ト 確定拠出年金に係る資産管理運用機関との間の契約書 ※審査基準日において、制度導入が確認・証明できるものに限りします。 【電子申請の場合】PDFにして添付してください。
⑩	法定外労働災害補償制度に加入していることを証する書面	・法定外労働災害補償制度への加入を証明する書面で、加入先（契約相手方）が次のイからニまでのいずれかであるもの、又はホの書類 イ （公財）建設業福祉共済団 ロ （一社）全国建設業労災互助会 ハ （一社）全国労働保険事務組合連合会 ニ 中小企業等協同組合法に基づき共済事業を行うもの ホ 労働災害総合保険若しくは準記名式の普通傷害保険の保険証券※ ・保険期間（若しくは補償期間）に審査基準日を含む加入証明書又は保険証券を提出して下さい。 ※次の要件のすべてを満たすものでなければ加算対象となりませんので、次の要件が充足されていることが確認できる部分を含めて提出して下さい。 ①業務災害と通勤災害のいずれもが対象となっていること ②直接使用関係にある職員及び下請負人（数次の請負による場合にあっては下請負人のすべて）の直接の使用関係にある職員のすべてが対象となっていること（例：下請負人特約等） ③死亡及び労災保険の傷害等級第1級から第7級までに係る災害のすべてが対象となっていること 【電子申請の場合】PDFにして添付してください。
⑪	第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は同法第15条第2号イ、ロ若しくはハに該当する者又は1級若しくは2級の第1次検定に合格した者が取得したCPD単位数を証する書面等の写し	・「様式第4号（CPD単位を取得した技術者名簿）」を提出して下さい。本様式は、「技術職員名簿（別紙二）」に記載のある者を除きます。 ・1人の技術者につき2以上のCPD認定団体によって単位の取得が認定されている場合は、いずれか1つのCPD認定団体において習得を認定された単位をもとにCPD単位取得数を算出するため、「CPD単位数を証する書面等の写し」は、1つのCPD認定団体のものとなります。なお、「技術職員名簿（別紙二）」（※CPD単位を取得した者に限る。）」、「様式第4号（CPD単位を取得した技術者名簿）」に記載された者が必要となります。 ・CPD単位数を証する書面等の写しには、技能職員名簿・様式第4号の通番を空白部分に追記載してください。様式第4号の通番は4－1等わかりやすい符番号を追記載してください。 【電子申請の場合】「CPD単位を取得した技術職員名簿」はシステムで作成し、それ以外の書類はPDFにして添付してください。

確 認 書 類 一 覧

⑫	建設技能者の能力評価制度に関する告示第3条第2項の規定により同項の認定を受けた能力評価基準により、審査基準日における許可を受けた建設業に従事する職員が受けた評価を証する書面等の写し	・「様式第5号（技能者名簿）」を提出して下さい。本様式は、審査基準日における許可を受けた建設業に従事する職員のうち、審査基準日以前3年間に、建設工事の施工に従事した者であって、建設業法施行規則第14条の2第2号チ又は同条第4号チに規定する建設工事に従事する者に該当する者（ただし、建設工事の施工の管理のみに従事した者は除きます。）について作成します。 ・能力評価基準により、審査基準日における許可を受けた建設業に従事する職員が受けた評価を証する書面等（各能力評価機関が発行する「能力評価（レベル判定）結果通知書」）の写し。前回の経営事項審査の際に提出した「様式第5号（技能者名簿）」に記載した評価日から変更が無い方については、前回の「様式第5号（技能者名簿）」を提出することにより評価を証する書面等の写しの提出は不要です。 ・評価を証する書面等の写しには空白部分に様式第5号の通番を追記載してください。 【電子申請の場合】「技能者名簿」はシステムで作成し、それ以外の書類はPDFにして添付してください。
⑬	申請者が作成建設業者又は下請負人となった建設工事に関する施工体制台帳のうち、申請者に所属する建設工事に従事する者に関する次に掲げる事項が記載された部分（作業員名簿） ※「様式第5号（技能者名簿）」添付資料	・審査基準日において、受注者又は下請負人となった建設工事に関する施工体制台帳のうち、申請者に所属する建設工事に従事する者に関して以下の事項が記載された部分（作業員名簿） ①氏名、生年月日及び年齢 ②職種 ③健康保険、厚生年金、雇用保険の加入等の状況 ・審査基準日に施工中の全ての工事分を提出して下さい。なお、施工体制台帳作成を要する工事に限ります。 ・作業員名簿の空白部分に様式第5号の通番を追記載してください。 【電子申請の場合】PDFにして添付してください。
⑭	「えるぼし認定（1段階目）（2段階目）（3段階目）」「プラチナえるぼし認定」の取得を証する書面の写し	・直近の「基準適合一般事業主認定通知書」、「基準適合事業主認定通知書」等の都道府県労働局長から交付された書類の写し ※審査基準日以前に通知されたものに限ります。 【電子申請の場合】PDFにして添付してください。
⑮	「くるみん認定」「トライくるみん認定」「プラチナくるみん認定」の取得を証する書面の写し	・直近の「基準適合一般事業主認定通知書」、「基準適合事業主認定通知書」等の都道府県労働局長から交付された書類の写し ※審査基準日以前に通知されたものに限ります。 【電子申請の場合】PDFにして添付してください。
⑯	「ユースエール認定」の取得を証する書面の写し	・直近の「基準適合一般事業主認定通知書」、「基準適合事業主認定通知書」等の都道府県労働局長から交付された書類の写し ※審査基準日以前に通知されたものに限ります。 【電子申請の場合】PDFにして添付してください。
⑰	審査基準日以前1年以内に発注者から直接請け負った（変更契約を除く）日本国内の「民間工事を含む全ての建設工事」又は「全ての公共工事」における建設キャリアアップシステム上で直接入力以外の方法により就業履歴を蓄積できる体制（建設現場でのカードリーダー設置等）の整備を実施したことを証する書面 ※工事の説明は次項参照	・様式第6号（「建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置を実施した旨の誓約書及び情報共有に関する同意書」）を提出してください。 「公共工事」とは「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」第2条第2項に規定する工事（発注者が国、地方公共団体、特殊法人等）をいいます。 就業履歴を蓄積するために必要な措置とは、建設キャリアアップシステム（以下「CCUS」という。）において①現場契約情報の作成及び登録がなされていること、及び建設工事に従事する者がCCUSに②直接入力によらない方法でCCUS上に就業履歴を蓄積出来る体制を整備していることです。 ①現場契約情報の作成及び登録については、審査対象工事の請負契約締結後、建設工事の施工に従事する者の入場までに実施することが前提です。 ②直接入力によらない方法でCCUS上に就業履歴を蓄積出来る体制の整備とは、就業履歴データ登録標準API連携認定システム（※）をCCUSと連携し、かつ、審査対象建設工事に従事する者が自身の就業履歴を蓄積するにあたって支障のない範囲内に対応するカードリーダー等の就業履歴蓄積装置を配置、利用方法を周知することを行う。 （※）令和4年12月6日時点における就業履歴データ登録標準API連携認定システムは、「建レコ」、「EasyPass」、「WIZDOM」、「Buildee」、「ワイズワーク」、「TcPass」、「建設現場顔認証入退管理サービス」、「建設サイトシリーズ」、「KIZUKU」、「キャリアリンク」、「Greenfile.work」及び「ANDPAD」を指す。 最新の認定状況は、一般財団法人建設業振興基金の公表資料を参照。 【電子申請の場合】PDFにして添付してください。

確 認 書 類 一 覧		
		審査基準日以前 1 年以内に発注者から直接請け負った（変更契約を除く） 契約日を基準に判断しますが、基準日以前 1 年以内であったとしても、工事内容や履行期限といった当初の契約内容を変更するための契約は対象外となります。 8/1 例) 7/31 (審査基準日) 9/1 変更追加契約 日本国内の「民間工事を含む全ての建設工事」又は「全ての公共工事」 以下を除く全ての工事が対象となります。 ①建設業許可を要しない軽微な工事（請負代金額500万円未満の工事など） ②災害協定に基づき行う災害応急対策や、発注者指示により行う災害応急工事
	民事再生手続又は会社更生手続の開始又は終結決定を受けたことを証する書面	・ 裁判所から通知された開始又は終結決定を通知する書面又は官報の該当公告部分の写しを提出して下さい。※ ※平成23年 4 月 1 日以降に民事再生法又は会社更生法の適用を申請した事件のみが対象となります。 【電子申請の場合】PDFにして添付してください。
⑱	防災協定書（写）及び加入団体による証明	・ 申請者加入の団体等が協定を締結している場合は、防災協定書及びその団体等が発行する防災協定加入証明書※を提出して下さい。（審査基準日において有効な協定に限る。） ※四国地方整備局との防災協定の場合、防災協定書の提出を省略することができます。 【電子申請の場合】PDFにして添付してください。
⑲	有価証券報告書若しくは監査証明書（写）、会計参与報告書（写）又は建設業の経理実務の責任者のうち「建設業法第27条の23第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める件 第一の四の5の（二）イに掲げる者」のいずれかに該当する者が、「経理処理の適正を確認した旨の書類」に自らの署名を付したもの（原本に限る）	・ 「経理処理の適正を確認した旨の書類」（四国地方整備局ホームページより様式ダウンロード可）に署名を付す公認会計士等は、申請者の職員であって建設業経理事務の責任者であることが必要です。（職員であることは確認書類④で確認します） ・ 「経理処理の適正を確認した旨の書類」への署名は必ず自書してください。 【電子申請の場合】PDFにして添付してください。
⑳	公認会計士、税理士で国土交通大臣が指定する研修を受けたことを証する書面、建設業経理 1 級試験若しくは 2 級試験の合格証の写し又は規則別記様式第25号の10による登録経理講習の修了証の写し	・ 申請者の職員であることが必要です。（職員であることは確認書類④で確認します。）また、同一人が該当する複数の資格を有していたとしても、経審では該当人数でカウントしますので、いずれかの証する書面の提出で差し支えありません。 ・ 確認書類⑳が提出できない場合、確認書類⑲の「経理処理の適正を確認した旨の書類」は認められません。 ※建設業経理 1 級試験及び 2 級試験に合格した者については、「合格した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して 5 年を経過しないもの」又は「登録経理講習の 1 級講習、2 級講習を受講した者であって、受講した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して 5 年を経過しないもの」が対象となります。 【電子申請の場合】PDFにして添付してください。建設業経理 1 級試験及び 2 級試験合格者については、氏名、合格者証明番号をシステム入力することで、合格証又は講習修了証の添付が不要となります。 ※バックヤード連携の不具合等により、エラー表示がでる場合があります。番号等を再度確認いただき、それでも解消されない場合は、PDFを添付してください。
㉑	注記表（写）（建設業施行規則別記様式第十七号の二）	・ 研究費記載部分（研究費がない場合も提出してください。） 【電子申請の場合】PDFにして添付してください。

確 認 書 類 一 覧

②②	建設機械の売買契約書 (写)又は審査基準日から1年7ヶ月以上の使用期間が定められているリース契約書及び特定自主検査記録表等	・当該書面の提出については、対象建設機械15台までといたします。「建設機械の保有状況一覧表」(四国地方整備局指定様式、ホームページよりダウンロード可)に必要な事項を記載のうえ、併せて提出ください。 ・「建設機械の売買契約書(写)」又は「審査基準日から1年7ヶ月以上の使用期間が定められているリース契約書」については、前回の経営事項審査の際に提出した「建設機械の保有状況一覧表」に記載した建設機械から変更が無い建設機械については、前回の「建設機械の保有状況一覧表」を提出することにより、売買契約書(写)等の提出は不要です。(リース契約書について、リース期間の変更があった場合には提出して下さい。)なお、その場合においても、特定自主検査記録表等については、提出が必要です。 ・対象となる建設機械は以下のとおりです。 ・ショベル系掘削機、ブルドーザー、トラクターショベル及びモーターグレーダー(建設機械抵当法施行令別表) ・土砂等を運搬する貨物自動車であって、自動車検査証の車体の形状欄に「ダンプ」「ダンプフルトレーラ」「ダンプセミトレーラ」と記載のあるもの ※1 ・つり上げ荷重が3トン以上の移動式クレーン(労働安全衛生法施行令第12条第1項第4号) ・作業床の高さが2メートル以上の高所作業車(労働安全衛生法施行令第13条第3項第34号) ・締固め用機械(労働安全衛生法施行令別表第7第4号) ※2 ・解体用機械(労働安全衛生法施行令別表第7第6号) ※3 ・売買契約書が提出できない場合、販売メーカーが発行した販売証明書、建設機械抵当法に基づく打刻または検認証明書、オンロード車の場合には、車検証(所有者、使用者が確認できる部分)をご提出下さい。 ・リース期間が当該審査基準日から1年7ヶ月以内に終了する建設機械について、リース期間の更新、延長又は買い取りを予定していることを理由として評価を受けようとする場合は、「建設機械のリースに関する申出書」(四国地方整備局指定様式、ホームページよりダウンロード可)に記入押印のうえ、提出して下さい。 ・特定自主検査記録表等※4については、保有等している建設機械に対応する検査記録表等を一対にして提出してください。なお、極端な不備不良等によって稼働困難と見なされる場合、加点対象となりません。 ※1 道路運送車両法第60条第1項の自動車検査証の車体の形状欄に「ダンプ」「ダンプフルトレーラ」「ダンプセミトレーラ」と記載のあるものであって、土砂等の運搬に供される貨物自動車が該当する。自動車検査証の備考欄に「積載物は、土砂等以外のものとする」等の記載があり、土砂等の運搬が制限されている車両は対象外。 ※2 労働安全衛生法施行令別表第7第4号に掲げる「ローラー」が該当。「ローラー」とは、自主検査指針に記載の「ロードローラー」「タイヤローラー」「振動ローラー」が該当する。なお、「ハンドガイドローラー」は移動用エンジンにより自走可能であり、ロードローラーの一種であるが、コンパクトやランマー等明確に自走能力が無い建設機械は特定自主検査の対象ではないため、対象外。 ※3 労働安全衛生法施行令別表第7第6号に掲げる「ブレーカ」および同法施行規則第151条の175に定める「鉄骨切断機」「コンクリート圧砕機」「解体用つかみ機」が該当。ベースマシンに解体用アタッチメントを装着させることで解体用機械として使用している等の事由により、複数の特定自主検査記録表等に同一のベースマシンが記載されている場合は、重複して申請できません。 ※4 対象建設機械の稼働状況の確認のため、以下の書類を提出して下さい。 ・ショベル系掘削機、ブルドーザー、トラクターショベル及びモーターグレーダー、高所作業車、締固め用機械、解体用機械 → 特定自主検査記録表(写)(審査対象事業年度内に特定自主検査を実施したものに限る。) ・ダンプ等 → 自動車検査証(車検証)(写)(初度登録年月が審査基準日以前であり、かつ審査基準日が有効期間の満了する日以前であるものに限る。) ・移動式クレーン → 移動式クレーン検査証(写)(審査基準日が有効期間内であるものに限る。) 【電子申請の場合】PDFにして添付してください。
-----------	---	--

確 認 書 類 ― 覧 2 5

②③	エコアクション21の認証を証する書面	・一般財団法人持続性推進機構による「認証・登録証」の写し。審査基準日において有効なものに限ります。 ・「認証・登録証」に「段階的認証」又は「サイト認証」と記載がある場合であって、かつ、認証範囲に建設業が含まれていない場合及び認証範囲が一部の支店等に限られている場合、経審では加点対象となりません。 【電子申請の場合】PDFにして添付してください。
②④	ISO9001又はISO14001の有効期間内の登録認定証（付属書含む）	・審査基準日において有効なものに限ります。 ・認証範囲に建設業が含まれていない場合及び認証範囲が一部の支店等に限られている場合、経審では加点対象となりません。 【電子申請の場合】PDFにして添付してください。
②⑤	「資本性借入金」該当証明書	・令和7年3月31日以降を審査基準日とする経営状況分析において、「資本性借入金」を「基準決算における流動負債と固定負債の合計の額」に含まれる負債合計額から控除するとともに、「基準決算における自己資本の額」に加算して申請を行った場合、経営状況分析機関に提出した「資本性借入金該当証明書」を提出してください。（<u>契約書の写し等の根拠資料は不要です。</u>） 【電子申請の場合】PDFにして添付してください。
②⑥	前事業年度に他の行政庁に提出した経営事項審査「提出書類」一式（許可換え等の場合のみ）	・前事業年度に四国地方整備局以外の行政庁で経営事項審査を受けており、「移管」「許可換え」等により今回初めて四国地方整備局で経営事項審査を受ける方のみ提出してください。（提出書類①～⑥） 【電子申請の場合】PDFにして添付してください。

8. 申請に際しての留意事項等

1. 行政書士による代理申請を行う場合

- ・行政書士法第1条の3第1号の代理申請の場合※1、別途、「委任状」（任意様式）の提出が必要です。取扱いの詳細については、四国地方整備局のホームページをご確認ください。
- ・電子で申請する場合は「委任状」をPDFにして添付してください。

2. 建設業法で定義される建設工事とは

- ・経営事項審査等という完成工事高とは、建設業法第2条で定義されている「建設工事」を対象とするものです。この「建設工事」とは、土木建築に関する工事で別表第一（P35～38参照）に掲げるものと定義されていますので、単なる除草や剪定役務、調査や点検、清掃、物品販売等の売上高は、「建設工事」ではありませんので完成工事高に計上することはできません。（建設工事請負契約の内訳に部分的に含まれるものは除く。）これらを誤って計上した場合、その売上高を完成工事高から除き、兼業事業売上高へ計上し直す等財務諸表等の修正が必要になります。また、決算変更届等の再提出、場合によっては経営状況分析からの「やり直し」が必要になりますので特にご注意下さい。

3. 提出に際してのチェックポイント＜別紙一 工事種類別完成工事高／元請完成工事高＞

【項番32】

工事経歴書の各業種ごとの合計欄に記載された数値と一致します。ただし、業種間積み上げ（P13参照）を申請する場合は、積み上げ申請付表の積み上げ後の数値と一致します。また、審査対象事業年度の前年度、前々年度分は、それぞれ昨年、一昨年に審査を受けた当様式記載の数値と当然に一致します。

【項番34】

完成工事高合計欄の数値は、それぞれ該当する事業年度の「損益計算書」完成工事高と一致します。各業種ごとに端数処理（切り捨て）をするため、【項番32】と【項番33】の各カラムの記載数値を単純合計した値との相違が生じる場合がありますが、この端数処理による差異は差し支えありません。

4. 提出に際してのチェックポイント＜別紙二 技術職員名簿＞

- ・経営事項審査でいう技術職員とは、「一般及び特定建設業許可の営業所専任技術者に成り得る資格若しくは経験を有する者」、「監理技術者補佐（一級技士補等）」、「登録基幹技能者講習を終了した基幹技能者」、「レベル3、4技能者」に該当する者であり、建設業に従事している者をいいます。技術職員に該当する方は、全員記載してください。平成23年1月以降、技術者と完成工事高の相関チェックが厳格化しており、「手間なので記載省略した」ことを原因とする疑義リスト入りがあることに留意ください。
- ・技術職員のうち、審査基準日において在籍し、かつ審査基準日以前に6ヶ月を超える恒常的雇用関係のある常勤の雇用者（役員及び出向者を含む）、または、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）に基づく継続雇用制度対象者に該当する方が加点対象となります。工事現場担当の技術者だけに限られるのではなく、役員や令3条の使用人、営業所内勤の技術者であっても資格や経験を有していれば技術職員に該当します。
- ・1人の技術職員として申請できる業種は2業種までです。また、1つの業種につき2つの資格等の記載はできません。
- ・講習受講は単に講習を受けたことがあるということではなく、1級若しくは技術士資格を有して、有効期間内の監理技術者資格者証を保有し、監理技術者講習を受講した日の属する年の翌年から起算して5年を経過しない者に限って加点評価となります。

5. 提出に際してのチェックポイント＜別紙三 その他の審査項目（社会性等）＞

【項番47】及び【項番48】の記載方法＜民事再生法又は会社更生法の適用を受けた場合＞

平成23年4月1日以降に民事再生法又は会社更生法の適用を申立てて経審申請時点で手続開始決定を受けている場合、【項番47】は通常時と同様な営業年数計算（初めて許可又は登録を受けた日からの年数計算）となり、

【項番48】のみ「1」と記載します。

その後、審査基準日時点で手続終結決定を受けるに至った場合、【項番47】はその終結決定日から年数を再起算（終結決定日からの年数計算）し、【項番48】は「2」と記載します。

【項番61】の記載方法＜公認会計士等の数＞※2

公認会計士、税理士で国土交通大臣が指定する研修を受講した者及び1級登録経理事務士試験合格者（平成17年度まで：1級建設業経理事務士）の常勤雇用者等の人数を記入します。

【項番62】の記載方法＜二級登録経理事務士試験合格者の数＞※2

2級登録経理事務士試験合格者と平成17年度までの2級建設業経理事務士の常勤雇用者等の人数を記入します。

- ※1 行政書士法第1条の2第1号の業務（いわゆる代書）だけの場合は「委任状」は不要です。同法施行規則第9条第2項の記名と職印の押印のみで差し支えありません。（P11参照）
- ※2 【項番61】及び【項番62】については、同一人が該当する複数の資格を有していても重複して計上はできません。なお、技術職員との重複計上は認められています。

6. 提出に際してのチェックポイント＜様式第二号 工事経歴書＞

- ・「工事経歴書」は公共の閲覧に供される書面です。記載要領に則って、事実を正確に記載してください。
- ・特に進行基準適用工事の場合、複数の事業年度に渡って一つの工事が記載されるため、計算間違いによる重複計上が見られます。
記載要領に従い、進行基準適用額を括弧書き付記で記載すること、特に未成工事の場合は完成予定年月が今期以降の日となること及び未成工事としての記載も併せて行うよう対応して下さい。

※完成工事高を進行基準により括弧書きする場合の記載例

完成工事高	
(65,000)	←進行基準による額
88,000千円	←全体の契約額

【工事経歴書 記載要領】

- 1 この表は、法別表第一の上欄に掲げる建設工事の種類ごとに作成すること。
- 2 「税込・税抜」については、該当するものに丸を付すこと。
- 3 この表には、申請又は届出をする日の属する事業年度の前事業年度に完成した建設工事（以下「完成工事」という。）及び申請又は届出をする日の属する事業年度の前事業年度末において完成していない建設工事（以下「未成工事」という。）を記載すること。
記載を要する完成工事及び未成工事の範囲については、以下のとおりである。
（１）経営規模等評価の申請を行う者の場合
① 元請工事（発注者から直接請け負った建設工事をいう。以下同じ。）に係る完成工事について、当該完成工事に係る請負代金の額（工事進行基準を採用している場合にあっては、完成工事高。以下同じ。）の合計額のおおむね7割を超えるところまで、請負代金の額の大きい順に記載すること（令第1条の2第1項に規定する建設工事については、10件を超えて記載することを要しない。）。ただし、当該完成工事に係る請負代金の額の合計額が1,000億円を超える場合には、当該額を超える部分に係る完成工事については記載を要しない。
② それに続けて、既に記載した元請工事以外の元請工事及び下請工事（下請負人として請け負った建設工事をいう。以下同じ。）に係る完成工事について、すべての完成工事に係る請負代金の額の合計額のおおむね7割を超えるところまで、請負代金の額の大きい順に記載すること（令第1条の2第1項に規定する建設工事については、10件を超えて記載することを要しない。）。ただし、すべての完成工事に係る請負代金の額の合計額が1,000億円を超える場合には、当該額を超える部分に係る完成工事については記載を要しない。
③ さらに、それに続けて、主な未成工事について、請負代金の額の大きい順に記載すること。
（２）経営規模等評価の申請を行わない者の場合
主な完成工事について、請負代金の額の大きい順に記載し、それに続けて、主な未成工事について、請負代金の額の大きい順に記載すること。
- 4 下請工事については、「注文者」の欄には当該下請工事の直接の注文者の商号又は名称を記載し、「工事名」の欄には当該下請工事の名称を記載すること。
- 5 「元請又は下請の別」の欄は、元請工事については「元請」と、下請工事については「下請」と記載すること。
- 6 「注文者」及び「工事名」の記入に際しては、その内容により個人の氏名が特定されることのないよう十分に留意すること。
- 7 「JVの別」の欄は、共同企業体（JV）として行つた工事について「JV」と記載すること。
- 8 「配置技術者」の欄は、完成工事について、法第26条第1項又は第2項の規定により各工事現場に置かれた技術者の氏名及び主任技術者又は監理技術者の別を記載すること。また、当該工事の施工中に配置技術者の変更があつた場合には、変更前の者も含むすべての者を記載すること。監理技術者補佐を置いた場合又は特定専門工事に該当し主任技術者を配置しなかつた場合はその旨を記載すること。
- 9 「請負代金の額」の欄は、共同企業体として行つた工事については、共同企業体全体の請負代金の額に出資の割合を乗じた額又は分担した工事額を記載すること。また、工事進行基準を採用している場合には、当該工事進行基準が適用される完成工事について、その完成工事高を括弧書で付記すること。
- 10 「請負代金の額」の「うち、PC、法面処理、鋼橋上部」の欄は、次の表の（一）欄に掲げる建設工事について工事経歴書を作成する場合において、同表の（二）欄に掲げる工事があるときに、同表の（三）に掲げる略称に丸を付し、工事ごとに同表の（二）欄に掲げる工事に該当する請負代金の額を記載すること。

（一）	（二）	（三）
土木一式工事	プレストレストコンクリート構造物工事	PC
とび・土工・コンクリート工事	法面処理工事	法面処理
鋼構造物工事	鋼橋上部工事	鋼橋上部

- 11 「小計」の欄は、ページごとの完成工事の件数の合計並びに完成工事及びそのうちの元請工事に係る請負代金の額の合計及び10により「PC」、「法面処理」又は「鋼橋上部」について請負代金の額を区分して記載した額の合計を記載すること。
- 12 「合計」の欄は、最終ページにおいて、すべての完成工事の件数の合計並びに完成工事及びそのうちの元請工事に係る請負代金の額の合計及び10により「PC」、「法面処理」又は「鋼橋上部」について請負代金の額を区分して記載した額の合計を記載すること。

7. 提出に際してのチェックポイント＜確認資料＞

- ・「確認書類」は、⑬「経理処理の適正を確認した旨の書類」を除き、全て写しで差し支えありません。
- ・番号順にインデックス等を付けていただくと審査がスムーズに進みますのでご協力をお願いします。
- ・必要となる各書類の不足等を必ずチェックしたうえで提出をお願いします。四国地方整備局のホームページにチェックシートを掲示しておりますので、そちらもご利用下さい。

IV. その他

1. 再審査の申し立てについて

行政（審査）庁側の誤り等により、結果通知書（経営事項審査）の内容に異議がある場合

結果通知書を受領した日から**30日以内**であれば、**再審査の申し立て**ができます（登録経営状況分析機関が行った経営状況分析を含まない）。

ただし、申請者の記入漏れや記入誤り又は申請時の確認書類不足による内容認否等、**申請者の責任に帰する案件**については、**再審査の対象になりません**

国土交通大臣が定める経営事項審査の基準その他の評価方法（経営規模等評価に係るものに限る）が改正された場合

当該改正前の基準に基づく結果通知を受けた申請者は、当該改正の日から**120日以内**であれば行政（審査）庁に再審査の申し立てができます。

審査基準の改正があった場合には、当局ホームページ等でお知らせ致します。

申請時には書類の記載事項等を十分に確認してから提出して下さい。
結果通知書受領後は、速やかに申請書記載内容との確認をお願い致します。

2. 経営事項審査結果の公表について

経営事項審査結果は、公共工事入札参加希望者選定手続きの透明性の一層の向上による公正さの確保、企業情報の開示や相互監視による虚偽申請の抑止力の活用といった観点から公表を行っています。

公表している内容は、申請した建設業者本人に通知された内容と同様、総合評定値及び完成工事高等の審査項目ごとの数値・評点とし、経営事項審査の結果通知書の写しとなっています。

公表及び閲覧は、**一般財団法人建設業情報管理センター**に委任しており、同センターのホームページ上から閲覧可能（**結果通知書発行日から約30日後**）です。



3. 虚偽申請の罰則規定及び行政処分について

経営事項審査の提出書類に虚偽の記載をして提出したものについては、建設業法第28条に基づき監督処分の対象になります。

また、場合によっては建設業法第50条に基づき懲役、罰金等の刑事罰に処せられます。

**完成工事高水増し等の
虚偽申請
→ 30日以上
の
営業停止処分等**

4. 特殊な経営事項審査について

会社の合併、分割、譲渡等の場合、民事再生法、会社更正法等の適用を申請した場合、決算日を変更した場合等は、通常とは異なる算出方法等による経営事項審査を受けることとなりますので、該当の場合は計画・建設産業課建設業係まで個別にご相談ください。

申請方法、提出書類等を含め、通常の手続きとは異なります。

また、以下の場合には、事前に国土交通大臣の認定が必要です。

◇企業集団（グループ経営、連結経営）及び持株会社の子会社に係る経営事項審査（持株会社化経営）

◇外国子会社の経営実績の評価

詳細は、国土交通省不動産・建設経済局建設業課〔03-5253-8111（代）〕までお問い合わせください。

5. 経営事項審査に係る個人情報の取り扱いについて

〔1〕 申請に係る個人情報の利用目的等

国土交通大臣が、建設業法第27条の26の規定に基づき提出される経営規模等評価の申請書及び第27条の29の規定に基づき提出される総合評価値の請求（以下「経営事項審査申請等」という。）により取得する個人情報は、次のとおり利用し、第三者に提供します。

1. 経営事項審査申請等の審査事務
2. 経営事項審査申請等を行った者に対する指導監督等の事務

〔2〕 審査結果に係る個人情報の利用目的等

国土交通大臣が、建設業法第27条の26の規定に基づき提出された経営規模等評価の申請及び第27条の29の規定に基づき提出される総合評価値の請求により提出された申請等の審査結果（以下「経営事項審査結果」という。）に作成する個人情報は、次のとおり利用し、第三者に提供します。

1. 建設業法第27条の23第1項に規定する建設工事の発注者に対する経営事項審査結果の通知（公共工事発注支援データベースシステムにより提供するものを含みます。）
2. 経営事項審査結果の公表及び閲覧（公表及び閲覧は、財団法人建設業情報管理センターに委任しており、同センターにおいて行っております。）
3. 経営事項審査結果を受けた者に対する指導監督等の事務
4. 行政機関が保有する個人情報の保護に関する法律第8条第2項に規定による次の利用又は提供
 - ① 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき
 - ② 国土交通大臣が法令に定める所掌事務の遂行に必要な限度での利用するとき
 - ③ 他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で利用するとき
 - ④ 専ら統計の作成又は学術研究の目的のために提供するとき
 - ⑤ 本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき
 - ⑥ その他提供することについて特別の理由があるときの提供

6. 登録経営状況分析機関一覧表

経営事項審査に必要な経営状況分析（Y）については、建設業法の規定に基づき国土交通省の登録を受けた機関（「登録経営状況分析機関」という）が行うこととなっています。

なお、経営状況の分析の申請の時期及び方法等はそれぞれの経営状況分析機関にお問い合わせください。

（令和2年4月1日現在）

登録番号	機関の名称	事務所の所在地	電話番号
1	（一財）建設業情報管理センター	東京都中央区築地2-11-24	03-5565-6131
2	（株）マネージメント・データ・リサーチ	熊本県熊本市中央区京町2-2-37	096-278-8330
4	ワイズ公共データシステム（株）	長野県長野市田町2120-1	026-232-1145
5	（株）九州経営情報分析センター	長崎県長崎市今博多町22	095-811-1477
7	（株）北海道経営情報センター	北海道札幌市白石区東札幌一条4-8-1	011-820-6111
8	（株）ネットコア	栃木県宇都宮市鶴田2-5-24	028-649-0111
9	（株）経営状況分析センター	東京都大田区大森西3-31-8	03-5753-1588
10	経営状況分析センター西日本（株）	山口県宇部市北琴芝1-6-10	0836-38-3781
11	（株）NKB	福岡県北九州市小倉北区重住3-2-12	093-982-3800
22	（株）建設業経営情報分析センター	東京都立川市柴崎町2-17-6	042-505-7533

7. お問い合わせ先

国土交通大臣許可業者（四国地方整備局）の経営事項審査の申請方法、結果通知書等に関するお問い合わせはこちらまで

国土交通省 四国地方整備局
建設部 計画・建設産業課 建設業係
TEL：087-851-8061（代）

〒760-8554
香川県高松市サンポート3-33
高松サンポート合同庁舎 北館11階

四国地方整備局のホームページに
経営事項審査の最新の情報が掲載
されています。
<http://www.skr.mlit.go.jp>
各種様式もダウンロードできます。
是非ご利用下さい。



8. 経営事項審査についてよくいただくご質問

Q 1 建設工事の業種区分（29業種）の考え方を教えてください。

A 1 業種に関しては、告示、ガイドライン等でどのような業種がどのような建設工事に対応するか概要が示されています。詳しくは、P35～38「建設業法による建設工事の業種区分一覧表」を参照して下さい。

■間違えやすいのでご注意ください。

「土木一式工事」と「建築一式工事」は、他の27業種の「専門工事」とは異なり、総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物又は建築物を建設する工事とされています。具体的には、大規模又は施工内容が複雑な工事を、原則として元請業者の立場で総合的にマネジメントする工事となります。

よって、個別の専門工事として施工が可能である工事は「一式工事」には該当しません。

また、「一式工事」の許可を受けた業者が、他の「専門工事」を単独で請け負う場合は、その専門工事の許可を受けなければなりません。

なお、主たる工事として施工する専門工事において附带的に発生する他の専門工事（「附帯工事」という。例：屋根工事に伴う防水作業等）が含まれた場合も主たる工事の部分で判断いたしますので一式工事とは認められません。

（間違った解釈の例）

× 工事が2以上の専門工事によって構成される場合、全て一式工事である。

× 一式工事は土木・建築それぞれの分野を包括した最上位許可区分である。

× 一式工事許可で下請工事の受注ができる。（不適切事例が多く特に留意を要する）

これらを始め、一式工事は万能で、幅広い受注ができる特別な上位許可区分であるかのような解釈は、間違った取扱いに繋がります。

Q 2 下請で工事を請け負いましたが、その工事は「一式工事」（土木一式又は建築一式）として申請してよろしいでしょうか？

A 2 業種間積み上げを申請する場合及び合法一括下請の場合を除き、原則として申請できません。一式工事の内容として告示等において示されている「総合的な企画、指導、調整」については、一括下請負禁止規定等からも制度上元請業者が行うべきものであることは明かです。

このため、民間工事における合法的な一括下請負の場合を除き、下請工事に関し、一式工事に該当する事例は極めて少ないと考えられます。下請工事であるにも係わらず、告示等の要件を満たし、一式工事としての要件を備える事例につきましては、当局（P30参照）までご相談願います。

なお、一括下請負を行った建設業者は、当該工事を実質的に行っていると認められないため、経営事項審査における完成工事高に当該工事に係る金額を含むことは認められておりません。このため、一式工事（総合的な企画指導、調整）での下請は、一括下請負が行われたと見なしますので、記載した下請工事高をその注文者である元請業者の完成工事高から控除しなくてはなりません。

これは、建設業法第22条第3項による合法的な一括下請負である場合も同様です。（確認書類として「発注者が一括下請負を承諾した書面」及び「元請業者が完工高からの控除を約した書面」の添付が必要です。）

ただし、業種間積み上げ（P13参照）を申請する場合に限っては、下請工事（一式工事以外の専門工事で請け負った工事）であっても、その内容に応じて一式工事に特例的に計上できます。

Q 3 2以上の業種を一件の契約で請け負いましたが、どの業種で計上すればよろしいですか？

A 3 一件の工事が2以上の業種から構成されることは通常よく見受けられます。しかしながら、工事経歴書の記載に際しては重複計上の可能性が高くなること及び事務煩雑化を避ける観点から、原則としてその構成する何れか一つの業種に一契約分全額を計上することとなります。

通常は主たる工事、目的とする工事の業種（例：空調工事とそれに伴う電気工事の場合、「管」。屋根改修とそれに伴う防水塗装工事では「屋」）に計上してください。

また、改裝工事での建具と内装仕上げなど、主たる工事が何れか判断付かない場合は金額比率の大きい方へ、同程度の比率であればどちらに計上しても差し支えありません。

Q 4 【項番33】 「その他工事」には何を計上するのですか？

A 4 以下①、②、③を合算した数値を「その他工事」に計上します。

① 許可を受けていない業種の完成工事高。一件の工事につき500万円未満（建築一式は1,500万円未満等）の工事であれば、許可を受けなくとも請け負うことができる「軽微な建設工事」とされていますので、これら軽微な建設工事についての許可の無い全業種の完成工事高合計。

② 許可は有しているが審査対象業種とせず、また、業種間積み上げもしない又は業種間積み上げができる内容では無い工事の完成工事高。

③ 申請日時点で廃業している業種の完成工事高。ただし、対象はあくまで「建設工事」であり、建設工事ではない兼業売上を計上してはいけません。（P26参照）

9. 経営事項審査における電子申請のご案内

建設業許可・経営事項審査電子申請システム(JCIP)

令和5年1月10日より電子申請システムによる受付を開始しています。バックヤード連携による添付書類の省略、申請手数料の電子納付、結果通知書の電子受領等が可能となりますので、ご活用ください。

建設業許可・経営事項審査電子申請システム(JCIP)

<https://prod.jcip.mlit.go.jp/T0/T000001>

※電子申請システムを利用するためには、**デジタル庁が発行するGビズIDが必要**です。IDをお持ちでない方は、まず、こちらから取得してください。(行政書士による代理申請の場合は、委任者・受任者双方が取得必要)
<https://gbiz-id.go.jp/top/>

利用方法、操作マニュアル等の詳細につきましては国土交通省ホームページでご確認ください。

https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/tochi_fudousan_kensetsugyo_const_tk1_000001_00019.html

(1) 省略できる添付書類について

電子申請のメリットを最大限活かすため、**添付書類の省略を推奨**します。

○納税証明書(消費税)

e-Taxで申請している場合はシステム上で納税情報の取得、提出が可能です。

○経営状況分析結果通知書

システムに「認証キー」(通知書に記載されています)を入力することで、添付が不要となります。

○技術検定合格証明書、監理技術者資格証・講習修了証

システムに「検定合格番号」(証明書右上)、「監理技術者資格証交付番号」を入力することで、添付が不要となります。

○建設業経理士検定試験合格証又は登録経理講習受講証明書

システムに「合格証明書番号」を入力することで、添付が不要となります。

バックヤード連携の不具合等により、エラー表示がされる場合があります。

番号は合っているか、漢字(「第」「号」等)を含んで入力していないか、等を再度確認いただき、それでもエラーが解消されない場合はPDFデータを添付して下さい。

(エラーが解消されないまま、添付が省略されている事例が見受けられます。審査期間の短縮につながりませんので、必ず確認して下さい。)

(2) 申請手数料の納付について

次のいずれかで納付してください。

①Pay-easyによる電子納付【推奨】

②台紙に収入印紙を貼り付けて郵送で提出(記録の残る配達方法で提出してください。)

(3) 通知方法について

結果通知書は、原則としてシステム上で電子ファイル(PDF)で交付いたします。希望する場合は、紙での交付も可能ですが、電子ファイルでの交付を重ねて行うことはできません。(電子、紙いずれかの選択となります。)

JCIPの利用・操作方法に関するお問い合わせは、四国地方整備局建政部では受け付けておりません。JCIPフッターメニューの「お問い合わせ」からメールで問合せいただくか、JCIPヘルプデスク(TEL: 0570-033-730 受付時間: 平日 9:00~17:00)にお問い合わせください。

建設業法による建設工事の業種区分一覧表（１／４）

建設工事の種類	業種	建設工事の内容	建設工事の例示	建設工事の区分の考え方
法律別表第一（上欄）	法律別表第一（下欄）	昭和47年3月8日建設省告示第350号	平成13年4月3日国総建第97号「建設業許可事務ガイドライン」	平成13年4月3日国総建第97号「建設業許可事務ガイドライン」
1 土木一式工事	土木工事業	総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物を建設する工事（補修、改造又は解体する工事を含む。以下同じ。）		①「プレストレストコンクリート工事」のうち橋梁等の土木工作物を総合的に建設するプレストレストコンクリート構造物工事は『土木一式工事』に該当する。 ②上下水道に関する施設の建設工事における『土木一式工事』、『管工事』及び『水道施設工事』間の区分の考え方は、公道下等の下水道の配管工事及び下水道処理場自体の敷地造成工事が『土木一式工事』であり、家屋その他の施設の敷地内の配管工事及び上水道等の配水小管を設置する工事が『管工事』であり、上水道等の取水浄水、配水等の施設及び下水処理場内の処理設備を築造、設置する工事が『水道施設工事』である。 なお、農業用水道、かんがい用排水施設等の建設工事は『水道施設工事』ではなく『土木一式工事』に該当する。
2 建築一式工事	建築工事業	総合的な企画、指導、調整のもとに建築物を建設する工事		ビルの外壁に固定された避難階段を設置する工事は『消防施設工事』ではなく建築物の躯体の一部の工事として『建築一式工事』又は『鋼構造物工事』に該当する。
3 大工工事	大工工事業	木材の加工又は取付けにより工作物を築造し、又は工作物に木製設備を取付ける工事	大工工事、型枠工事、造作工事	
4 左官工事	左官工事業	工作物に壁土、モルタル、漆くい、プラスター、繊維等をこて塗り、吹付け、又ははり付ける工事	左官工事、モルタル工事、モルタル防水工事、吹付け工事、とぎ出し工事、洗い出し工事	①防水モルタルを用いた防水工事は左官工事業、防水工事業どちらの業種の許可でも施工可能である。 ②ラス張り工事及び乾式壁工事については、通常、左官工事を行う際の準備作業として当然に含まれているものである。 ③『左官工事』における「吹付け工事」とは、建築物に対するモルタル等を吹付ける工事をいい、『とび・土工・コンクリート工事』における「吹付け工事」とは、「モルタル吹付け工事」及び「種子吹付け工事」を総称したものであり、法面処理等のためにモルタル又は種子を吹付ける工事をいう。
5 とび・土工・コンクリート工事	とび・土工工事業	イ)足場の組立て、機械器具・建設資材等の重量物のクレーン等による運搬配置、鉄骨等の組立て等を行う工事 ロ)くい打ち、くい抜き及び場所打ぐいを行う工事 ハ)土砂等の掘削、盛上げ、締固め等を行う工事 ニ)コンクリートにより工作物を築造する工事 ホ)その他基礎的ないしは準備的工事	イ)とび工事、ひき工事、足場等仮設工事、重量物のクレーン等による揚重運搬配置工事、鉄骨組立て工事、コンクリートブロック据付け工事 ロ)くい工事、くい打ち工事、くい抜き工事、場所打ぐい工事 ハ)土工工事、掘削工事、根切り工事、発破工事、盛土工事 ニ)コンクリート工事、コンクリート打設工事、コンクリート圧送工事、プレストレストコンクリート工事 ホ)地すべり防止工事、地盤改良工事、ボーリンググラウト工事、土留め工事、仮締切り工事吹付け工事、法面保護工事、道路付属物設置工事、屋外広告物設置工事、捨石工事、外構工事、はつり工事、切断穿孔工事アンカー工事、あと施工アンカー工事、潜水工事	①『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」並びに『石工事』及び『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み（張り）工事」間の区分の考え方は以下のとおりである。根固めブロック、消波ブロックの据付け等土木工事において規模の大きいコンクリートブロックの据付けを行う工事、プレキャストコンクリートの柱、梁等の部材の設置工事等が『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」である。建築物の内外装として擬石等をはり付ける工事や法面処理、又は擁壁としてコンクリートブロックを積み、又ははり付ける工事等が『石工事』における「コンクリートブロック積み（張り）工事」である。コンクリートブロックにより建築物を建設する工事等が『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み（張り）工事」であり、エクステリア工事としてこれを行う場合を含む。 ②『とび・土工・コンクリート工事』における「鉄骨組立工事」と『鋼構造物工事』における「鉄骨工事」との区分の考え方は、鉄骨の製作、加工から組立てまでを一貫して請け負うのが『鋼構造物工事』における「鉄骨工事」であり、既に加工された鉄骨を現場で組立てることのみを請け負うのが『とび・土工・コンクリート工事』における「鉄骨組立工事」である。 ③「プレストレストコンクリート工事」のうち橋梁等の土木工作物を総合的に建設するプレストレストコンクリート構造物工事は『土木一式工事』に該当する。 ④「地盤改良工事」とは、薬液注入工事、ウエルポイント工事等各種の地盤の改良を行う工事を総称したものである。 ⑤『とび・土工・コンクリート工事』における「吹付け工事」とは、「モルタル吹付け工事」及び「種子吹付け工事」を総称したものであり、法面処理等のためにモルタル又は種子を吹付ける工事をいい、建築物に対するモルタル等の吹付けは『左官工事』における「吹付け工事」に該当する。 ⑥「法面保護工事」とは、法枠の設置等により法面の崩壊を防止する工事である。 ⑦「道路付属物設置工事」には、道路標識やガードレールの設置工事が含まれる。 ⑧『とび・土工・コンクリート工事』における「屋外広告物設置工事」と『鋼構造物工事』における「屋外広告工事」との区分の考え方は、現場で屋外広告物の製作、加工から設置までを一貫して請け負うのが『鋼構造物工事』における「屋外広告工事」であり、それ以外の工事が『とび・土工・コンクリート工事』における「屋外広告物設置工事」である。 ⑨トンネル防水工事等の土木系の防水工事は『防水工事』ではなく『とび・土工・コンクリート工事』に該当し、いわゆる建築系の防水工事は『防水工事』に該当する。
6 石工事	石工事業	石材（石材に類似のコンクリートブロック及び擬石を含む。）の加工又は積方により工作物を築造し、又は工作物に石材を取付ける工事	石積み（張り）工事、コンクリートブロック積み（張り）工事	『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」並びに『石工事』及び『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み（張り）工事」間の区分の考え方は以下のとおりである。根固めブロック、消波ブロックの据付け等土木工事において規模の大きいコンクリートブロックの据付けを行う工事、プレキャストコンクリートの柱、梁等の部材の設置工事等が『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」である。建築物の内外装として擬石等をはり付ける工事や法面処理、又は擁壁としてコンクリートブロックを積み、又ははり付ける工事等が『石工事』における「コンクリートブロック積み（張り）工事」である。コンクリートブロックにより建築物を建設する工事等が『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み（張り）工事」であり、エクステリア工事としてこれを行う場合を含む。
7 屋根工事	屋根工事業	瓦、スレート、金属薄板等により屋根をふく工事	屋根ふき工事	①「瓦」、「スレート」及び「金属薄板」については、屋根をふく材料の別を示したものにすぎず、また、これら以外の材料による屋根ふき工事も多いことから、これらを包括して「屋根ふき工事」とする。したがって板金屋根工事も「板金工事」ではなく『屋根工事』に該当する。 ②屋根断熱工事は、断熱処理を施した材料により屋根をふく工事であり「屋根ふき工事」の一類型である。 ③屋根一体型の太陽光パネル設置工事は『屋根工事』に該当する。太陽光発電設備の設置工事は『電気工事』に該当し、太陽光パネルを屋根に設置する場合は、屋根等の止水処理を行う工事が含まれる。

建設業法による建設工事の業種区分一覧表（２／４）

	建設工事の種類	業種	建設工事の内容	建設工事の例示	建設工事の区分の考え方
	法律別表第一 (上欄)	法律別表第一 (下欄)	昭和47年3月8日 建設省告示第350号	平成13年4月3日国総建第97号 「建設業許可事務ガイドライン」	平成13年4月3日国総建第97号 「建設業許可事務ガイドライン」
8	電気工事	電気工事業	発電設備、変電設備、送配電設備、構内電気設備等を設置する工事	発電設備工事、送配電線工事、引込線工事、変電設備工事、構内電気設備(非常用電気設備を含む。)工事、照明設備工事、電車線工事、信号設備工事、ネオン装置工事	①屋根一体型の太陽光パネル設置工事は『屋根工事』に該当する。太陽光発電設備の設置工事は『電気工事』に該当し、太陽光パネルを屋根に設置する場合は、屋根等の止水処理を行う工事が含まれる。 ②『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。
9	管工事	管工事業	冷暖房、空調和、給排水、衛生等のための設備を設置し、又は金属製の管を使用して水、油、ガス、水蒸気等を送配するための設備を設置する工事	冷暖房設備工事、冷凍冷蔵設備工事、空調和設備工事、給排水・給湯設備工事、厨房設備工事、衛生設備工事、浄化槽工事、水洗便所設備工事、ガス管配管工事、ダクト工事、管内更生工事	①「冷暖房設備工事」、「冷凍冷蔵設備工事」、「空調和設備工事」には、冷媒の配管工事などフロン類の漏洩を防止する工事が含まれる。 ②し尿処理に関する施設の建設工事における『管工事』、『水道施設工事』及び『清掃施設工事』間の区分の考え方は、規模の大小を問わず浄化槽(合併処理槽を含む。)によりし尿を処理する施設の建設工事が『管工事』に該当し、公共団体が設置するもので下水道により収集された汚水を処理する施設の建設工事が『水道施設工事』に該当し、公共団体が設置するもので汲取方式により収集されたし尿を処理する施設の建設工事が『清掃施設工事』に該当する。 ③『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。 ④建築物の中に設置される通常の空調機器の設置工事は『管工事』に該当し、トンネル、地下道等の給排水用に設置される機械器具に関する工事は『機械器具設置工事』に該当する。 ⑤上下水道に関する施設の建設工事における『土木一式工事』、『管工事』及び『水道施設工事』間の区分の考え方は、公道下等の下水道の配管工事及び下水処理場自体の敷地造成工事が『土木一式工事』であり、家屋その他の施設の敷地内の配管工事及び上水道等の配水小管を設置する工事が『管工事』であり、上水道等の取水浄水、配水等の施設及び下水処理場内の処理設備を築造、設置する工事が『水道施設工事』である。 なお、農業用水道、かんがい用排水施設等の建設工事は『水道施設工事』ではなく『土木一式工事』に該当する。 ⑥公害防止施設を単体で設置する工事については、『清掃施設工事』ではなく、それぞれの公害防止施設ごとに、例えば排水処理設備であれば『管工事』、集塵設備であれば『機械器具設置工事』等に区分すべきものである。
10	タイル・れんが・ブロック工事	タイル・れんが・ブロック工事業	れんが、コンクリートブロック等により工作物を築造し又は工作物にれんが、コンクリートブロック、タイル等を取付け、又ははり付ける工事	コンクリートブロック積み(張り)工事、レンガ積み(張り)工事、タイル張り工事、築炉工事、スレート張り工事、サイディング工事	①「スレート張り工事」とは、スレートを外壁等にはる工事を内容としており、スレートにより屋根をふく工事は「屋根ふき工事」として『屋根工事』に該当する。 ②「コンクリートブロック」には、プレキャストコンクリートパネル及びオートクレイブ養生をした軽量気ほうコンクリートパネルも含まれる。 ③『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」並びに『石工事』及び『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」間の区分の考え方は以下のとおりである。根固めブロック、消波ブロックの据付け等土木工事において規模の大きいコンクリートブロックの据付けを行う工事、プレキャストコンクリートの柱、梁等の部材の設置工事等が『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」である。建築物の内外装として擬石等をはり付ける工事や法面処理、又は擁壁としてコンクリートブロックを積み、又ははり付ける工事等が『石工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」である。コンクリートブロックにより建築物を建設する工事等が『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」であり、エクステリア工事としてこれを行う場合を含む。
11	鋼構造物工事	鋼構造物工事業	形鋼、鋼板等の鋼材の加工又は組立てにより工作物を築造する工事	鉄骨工事、橋梁工事、鉄塔工事、石油、ガス等の貯蔵用タンク設置工事、屋外広告工事、閘門、水門等の門扉設置工事	①『とび・土工・コンクリート工事』における「鉄骨組立工事」と『鋼構造物工事』における「鉄骨工事」との区分の考え方は、鉄骨の製作、加工から組立てまでを一貫して請け負うのが『鋼構造物工事』における「鉄骨工事」であり、既に加工された鉄骨を現場で組立てることのみを請け負うのが『とび・土工・コンクリート工事』における「鉄骨組立工事」である。 ②ビルの外壁に固定された避難階段を設置する工事は『消防施設工事』ではなく、建築物の躯体の一部の工事として『建築一式工事』又は『鋼構造物工事』に該当する。 ③『とび・土工・コンクリート工事』における「屋外広告物設置工事」と『鋼構造物工事』における「屋外広告工事」との区分の考え方は、現場で屋外広告物の製作、加工から設置までを一貫して請け負うのが『鋼構造物工事』における「屋外広告工事」であり、それ以外の工事が『とび・土工・コンクリート工事』における「屋外広告物設置工事」である。
12	鉄筋工事	鉄筋工事業	棒鋼等の鋼材を加工し、接合し、又は組立てる工事	鉄筋加工組立て工事、鉄筋継手工事	『鉄筋工事』は「鉄筋加工組立て工事」と「鉄筋継手工事」からなっており、「鉄筋加工組立て工事」は鉄筋の配筋と組立て、「鉄筋継手工事」は配筋された鉄筋を接合する工事である。鉄筋継手にはガス圧接継手、溶接継手、機械式継手等がある。
13	舗装工事	舗装工事業	道路等の地盤面をアスファルト、コンクリート、砂、砂利、碎石等により舗装する工事	アスファルト舗装工事、コンクリート舗装工事、ブロック舗装工事、路盤築造工事	①舗装工事と併せて施工されることが多いガードレール設置工事については、工事の種類としては『舗装工事』ではなく『とび・土工・コンクリート工事』に該当する。 ②人工芝張付け工事については、地盤面をコンクリート等で舗装した上にはり付けるものは『舗装工事』に該当する。
14	しゅんせつ工事	しゅんせつ工事業	河川、港湾等の水底をしゅんせつする工事	しゅんせつ工事	
15	板金工事	板金工事業	金属薄板等を加工して工作物に取付け、又は工作物に金属製の付属物を取付ける工事	板金加工取付け工事、建築板金工事	①「建築板金工事」とは、建築物の内外装として板金をはり付ける工事をいい、具体的には建築物の外壁へのカラー鉄板張付け工事や厨房の天井へのステンレス板張付け工事等である。 ②「瓦」、「スレート」及び「金属薄板」については、屋根をふく材料の別を示したものにすぎず、また、これら以外の材料による屋根ふき工事も多いことから、これらを包括して「屋根ふき工事」とする。したがって板金屋根工事も『板金工事』ではなく『屋根工事』に該当する。
16	ガラス工事	ガラス工事業	工作物にガラスを加工して取付ける工事	ガラス加工取付け工事、ガラスフィルム工事	

建設業法による建設工事の業種区分一覧表（３／４）

	建設工事の種類	業種	建設工事の内容	建設工事の例示	建設工事の区分の考え方
	法律別表第一 (上欄)	法律別表第一 (下欄)	昭和47年3月8日 建設省告示第350号	平成13年4月3日国総建第97号 「建設業許可事務ガイドライン」	平成13年4月3日国総建第97号 「建設業許可事務ガイドライン」
17	塗装工事	塗装工事業	塗料、塗材等を工作物に吹付け、塗付け、又ははり付ける工事	塗装工事、溶射工事、ライニング工事、布張り仕上工事、鋼構造物塗装工事、路面標示工事	下地調整工事及びブラスト工事については、通常、塗装工事を行う際の準備作業として当然に含まれているものである。
18	防水工事	防水工事業	アスファルト、モルタル、シーリング材等によって防水を行う工事	アスファルト防水工事、モルタル防水工事、シーリング工事、塗膜防水工事、シート防水工事、注入防水工事	①『防水工事』に含まれるものは、いわゆる建築系の防水工事のみであり、トンネル防水工事等の土木系の防水工事は『防水工事』ではなく『とび・土工・コンクリート工事』に該当する。 ②防水モルタルを用いた防水工事は左官工事業、防水工事業どちらの業種の許可でも施工可能である。
19	内装仕上工事	内装仕上工事業	木材、石膏ボード、吸音板、壁紙、たたみ、ビニール床、タイル、カーペット、ふすま等を用いて建築物の内装仕上げを行う工事	インテリア工事、天井仕上工事、壁張り工事、内装間仕切り工事、床仕上工事、たたみ工事、ふすま工事、家具工事、防音工事	①『家具工事』とは、建築物に家具を据付け又は家具の材料を現場にて加工若しくは組み立てて据付ける工事をいう。 ②『防音工事』とは、建築物における通常の防音工事であり、ホール等の構造的に音響効果を目的とするような工事は含まれない。 ③『たたみ工事』とは、採寸、割付け、たたみの製造・加工から敷きこみまでを一貫して請け負う工事をいう。
20	機械器具設置工事	機械器具設置工事業	機械器具の組立て等により工作物を建設し、又は工作物に機械器具を取付ける工事	インテリア工事、天井仕上工事、壁張り工事、内装間仕切り工事、床仕上工事、たたみ工事、ふすま工事、家具工事、防音工事 プラント設備工事、運搬機器設置工事、内燃発電設備工事、集塵機器設置工事、給排気機器設置工事、揚排水機器設置工事、ダム用仮設備工事、遊技施設設置工事、舞台装置設置工事、サイロ設置工事、立体駐車設備工事	①『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。 ②『運搬機器設置工事』には昇降機設置工事も含まれる。 ③『給排気機器設置工事』とはトンネル、地下道等の給排気用に設置される機械器具に関する工事であり、建築物の中に設置される通常の空調機器の設置工事は『機械器具設置工事』ではなく『管工事』に該当する。 ④公害防止施設を単体で設置する工事については、『清掃施設工事』ではなく、それぞれの公害防止施設ごとに、例えば排水処理設備であれば『管工事』、集塵設備であれば『機械器具設置工事』等に区分すべきものである。
21	熱絶縁工事	熱絶縁工事業	工作物又は工作物の設備を熱絶縁する工事	冷暖房設備、冷凍冷蔵設備、動力設備又は燃料工業、化学工業等の設備の熱絶縁工事、ウレタン吹付け断熱工事	
22	電気通信工事	電気通信工事業	有線電気通信設備、無線電気通信設備、ネットワーク設備、情報設備、放送機械設備等の電気通信設備を設置する工事	有線電気通信設備工事、無線電気通信設備工事、データ通信設備工事、情報処理設備工事、情報収集設備工事、情報表示設備工事、放送機械設備工事、TV電波障害防除設備工事	①既に設置された電気通信設備の改修、修繕又は補修は『電気通信工事』に該当する。なお、保守（電気通信施設の機能性能及び耐久性の確保を図るために実施する点検、整備及び修理をいう。）に関する役務の提供等の業務は、『電気通信工事』に該当しない。 ②『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。
23	造園工事	造園工事業	整地、樹木の植栽、景石のすえ付け等により庭園、公園、緑地等の苑地を築造し、道路、建築物の屋上等を緑化し、又は植生を復元する工事	植栽工事、地被工事、景石工事、地ごしらえ工事、公園設備工事、広場工事、園路工事、水景工事、屋上等緑化工事、緑地育成工事	①『植栽工事』には、植生を復元する建設工事が含まれる。 ②『広場工事』とは、修景広場、芝生広場、運動広場その他の広場を築造する工事であり、『園路工事』とは、公園内の遊歩道、緑道等を建設する工事である。 ③『公園設備工事』には、花壇、噴水その他の修景施設、休憩所その他の休養施設、遊戯施設、便施設等の建設工事が含まれる。 ④『屋上等緑化工事』とは、建築物の屋上、壁面等を緑化する建設工事である。 ⑤『緑地育成工事』とは、樹木、芝生、草花等の植物を育成する建設工事であり、土壌改良や支柱の設置等を伴って行う工事である。
24	さく井工事	さく井工事業	さく井機械等を用いてさく孔、さく井を行う工事又はこれらの工事に伴う揚水設備設置等を行う工事	さく井工事、観測井工事、還元井工事、温泉掘削工事、井戸築造工事、さく孔工事、石油掘削工事、天然ガス掘削工事、揚水設備工事	
25	建具工事	建具工事業	工作物に木製又は金属製の建具等を取付ける工事	金属製建具取付け工事、サッシ取付け工事、金属製カーテンウォール取付け工事、シャッター取付け工事、自動ドア取付け工事、木製建具取付け工事、ふすま工事	
26	水道施設工事	水道施設工事業	上水道、工業用水道などのための取水、浄水、配水等の施設を築造する工事又は公共下水道若しくは流域下水道の処理設備を設置する工事	取水施設工事、浄水施設工事、配水施設工事、下水処理設備工事	①上下水道に関する施設の建設工事における『土木一式工事』、『管工事』及び『水道施設工事』間の区分の考え方は、公道下等の下水道の配管工事及び下水処理場自体の敷地造成工事が『土木一式工事』であり、家屋その他の施設の敷地内の配管工事及び上水道等の配水小管を設置する工事が『管工事』であり、上水道等の取水、配水等の施設及び下水処理場内の処理設備を築造、設置する工事が『水道施設工事』である。 なお、農業用水道、かんがい用排水施設等の建設工事は『水道施設工事』ではなく『土木一式工事』に該当する。 ②し尿処理に関する施設の建設工事における『管工事』、『水道施設工事』及び『清掃施設工事』間の区分の考え方は、規模の大小を問わず浄化槽（合併処理槽を含む。）によりし尿を処理する施設の建設工事が『管工事』に該当し、公共団体が設置するもので下水道により収集された汚水を処理する施設の建設工事が『水道施設工事』に該当し、公共団体が設置するもので汲取方式により収集されたし尿を処理する施設の建設工事が『清掃施設工事』に該当する。

建設業法による建設工事の業種区分一覧表（４／４）

建設工事の種類	業種	建設工事の内容	建設工事の例示	建設工事の区分の考え方
法律別表第一（上欄）	法律別表第一（下欄）	昭和47年3月8日 建設省告示第350号	平成13年4月3日国総建第97号 「建設業許可事務ガイドライン」	平成13年4月3日国総建第97号 「建設業許可事務ガイドライン」
27 消防施設工事	消防施設工事業	火災警報設備、消火設備 避難設備若しくは消火活動に必要な設備を設置し又は工作物に取付ける工事	屋内消火栓設置工事、スプリンクラー設置工事、水噴霧、泡、不燃性ガス、蒸発性液体又は粉末による消火設備工事、屋外消火栓設置工事、動力消防ポンプ設置工事、火災報知設備工事、漏電火災警報器設置工事、非常警報設備工事、金属製避難はしご、救助袋、緩降機、避難橋又は排煙設備の設置工事	①「金属製避難はしご」とは、火災時等にのみ使用する組立式のはしごであり、ビルの外壁に固定された避難階段等はこれに該当しない。したがって、このような固定された避難階段を設置する工事は『消防施設工事』ではなく、建築物の躯体の一部の工事として『建築一式工事』又は『鋼構造物工事』に該当する。 ②『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。
28 清掃施設工事	清掃施設工事業	し尿処理施設又はごみ処理施設を設置する工事	ごみ処理施設工事、し尿処理施設工事	①公害防止施設を単体で設置する工事については、『清掃施設工事』ではなく、それぞれの公害防止施設ごとに、例えば排水処理設備であれば『管工事』、集塵設備であれば『機械器具設置工事』等に区分すべきものである。 ②し尿処理に関する施設の建設工事における『管工事』、『水道施設工事』及び『清掃施設工事』間の区分の考え方は、規模の大小を問わず浄化槽（合併処理槽を含む。）によりし尿を処理する施設の建設工事が『管工事』に該当し、公共団体が設置するもので下水道により収集された汚水を処理する施設の建設工事が『水道施設工事』に該当し、公共団体が設置するもので汲取方式により収集されたし尿を処理する施設の建設工事が『清掃施設工事』に該当する。
29 解体工事	解体工事業	工作物の解体を行う工事	工作物解体工事	それぞれの専門工事において建設される目的物について、そのみを解体する工事は各専門工事に該当する。総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物や建築物を解体する工事は、それぞれ土木一式工事や建築一式工事に該当する。

【経審】業種別技術職員コード表

「5」…5点（技術職員区分：1級） 「4」…4点（技術職員区分：監理補佐） 「3」…3点（技術職員区分：基幹技能者） 「2」…2点（技術職員区分：2級）
「1」…1点（技術職員区分：その他） 「1※」…1点（資格試験合格後実務経験3年） 「1○」…1点（資格試験合格後実務経験5年）
※「1※」、「1○」ともに令和5年7月1日以降に基準日となる申請から適用可

コード		建設業の種類																																	
		土	PC	建	大	左	と	法	石	屋	電	管	夕	鋼	橋	筋	舗	し	板	力	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解		
001	法第7条第2号 イ 該当（指定学科卒業＋実務経験）	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
002	法第7条第2号 ロ 該当（10年の実務経験）	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
003	法第15条第2号 ハ 該当（同号イと同等以上）	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
004	法第15条第2号 ハ 該当（同号ロと同等以上）	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
005	令第29条該当	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	
建設業法（技術検定）	111	1級建設機械施工管理技士	5	5				5	5									5																	
	11F	1級建設機械施工管理技士補																																	
	212	2級建設機械施工管理技士（第1種～第6種）	2	2				2	2									2																	
	21G	2級建設機械施工管理技士補（第1種～第6種）																																	
	113	1級土木施工管理技士	5	5			1※	5	5	5	1※		1※	5	5	1※	5	5		5	1※		1※		1※		1※		5		1※	5			
	11H	1級土木施工管理技士補					1※	1※	1※	1※	1※		1※		1※	1※	1※		1※	1※		1※		1※		1※		1※		1※	1※	1※	1※		
	214	2級土木施工管理技士	種別	土	木	2	2	1○	2	2	1○		1○	2	2	1○	2	2		1○	1○		1○		1○		1○		1○		2		1○	2	
	21J	2級土木施工管理技士補		土	木			1○	1○	1○	1○	1○		1○		1○	1○	1○		1○	1○		1○	1○	1○	1○	1○	1○	1○	1○	1○	1○	1○	1○	
	215	2級土木施工管理技士		鋼構造物塗装				1○	1○	1○	1○	1○		1○		1○	1○	1○		1○	1○		1○	1○	1○	1○	1○	1○	1○	1○	1○	1○	1○	1○	
	21K	2級土木施工管理技士補		鋼構造物塗装				1○	1○	1○	1○	1○		1○		1○	1○	1○		1○	1○		1○	1○	1○	1○	1○	1○	1○	1○	1○	1○	1○	1○	1○
	216	2級土木施工管理技士		薬液注入				1○	2	2	1○	1○		1○		1○	1○	1○		1○	1○		1○	1○	1○	1○	1○	1○	1○	1○	1○	1○	1○	1○	1○
	21L	2級土木施工管理技士補		薬液注入				1○	1○	1○	1○	1○		1○		1○	1○	1○		1○	1○		1○	1○	1○	1○	1○	1○	1○	1○	1○	1○	1○	1○	1○
	120	1級建築施工管理技士			5	5	5	5	5	5	5		5	5	5	5		5	5	5	5	5	1※	5		5	1※	1※	1※	5					
	12C	1級建築施工管理技士補			1※	1※	1※	1※	1※	1※		1※		1※		1※	1※	1※	1※	1※	1※	1※	1※		1※	1※	1※	1※	1※	1※	1※	1※	1※	1※	1※
	221	2級建築施工管理技士	種別	建	築	2	1○	1○	1○	1○	1○		1○		1○		1○	1○	1○	1○	1○	1○	1○	1○		1○	1○	1○	1○	2					
	222	2級建築施工管理技士		躯体		2	1○	2	2	1○	1○			2	2	2	2		1○	1○	1○	1○	1○	1○		1○	1○	1○	1○	2					
	223	2級建築施工管理技士		仕上	げ	2	2	1○	1○	2	2			2		1○		2	2	2	2	2	1○	2		2	1○	1○	1○	1○	2				
	22D	2級建築施工管理技士補				1○	1○	1○	1○	1○	1○		1○		1○		1○	1○	1○	1○	1○	1○	1○	1○		1○	1○	1○	1○	2					
	127	1級電気工事施工管理技士									5													1※						1※					
	12E	1級電気工事施工管理技士補																						1※						1※					
	228	2級電気工事施工管理技士										2													1○					1○					
	22F	2級電気工事施工管理技士補																							1○					1○					
	129	1級管工事施工管理技士										5			1※		1※	1※						1※	1※		1※	1※	1※	1※	1※	1※	1※	1※	1※
	12G	1級管工事施工管理技士補													1※		1※	1※						1※	1※		1※	1※	1※	1※	1※	1※	1※	1※	1※
	230	2級管工事施工管理技士											2		1○		1○	1○						1○	1○		1○	1○	1○	1○	1○	1○	1○	1○	1○
	23A	2級管工事施工管理技士補													1○		1○	1○						1○	1○		1○	1○	1○	1○	1○	1○	1○	1○	1○
131	1級電気通信工事施工管理技士																									5									
13B	1級電気通信工事施工管理技士補																																		
232	2級電気通信工事施工管理技士																										2								
23C	2級電気通信工事施工管理技士補																																		
133	1級造園施工管理技士						1※	1※	1※	1※	1※		1※		1※		1※			1※	1※		1※		1※		5	1※		1※		1※	1※	1※	
13D	1級造園施工管理技士補						1※	1※	1※	1※	1※		1※		1※		1※			1※	1※		1※		1※		1※		1※		1※	1※	1※	1※	
234	2級造園施工管理技士						1○	1○	1○	1○	1○		1○		1○		1○			1○	1○		1○	1○		1○		2	1○		1○		1○	1○	
23E	2級造園施工管理技士補						1○	1○	1○	1○	1○		1○		1○		1○			1○	1○		1○	1○		1○		1○		1○		1○		1○	1○
			土	PC	建	大	左	と	法	石	屋	電	管	夕	鋼	橋	筋	舗	し	板	力	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解	

【経審】業種別技術職員コード表

「5」…5点（技術職員区分：1級） 「4」…4点（技術職員区分：監理補佐） 「3」…3点（技術職員区分：基幹技能者） 「2」…2点（技術職員区分：2級）
「1」…1点（技術職員区分：その他）

・資格右端の【 】内に記載されている年数は、当該欄に記載されている資格試験の合格後に建設業法第7条第2号ハ該当となるために必要とされている実務経験年数

	コード		建設業の種類																																	
			土	PC	建	大	左	と	法	石	屋	電	管	タ	鋼	橋	筋	舗	し	板	力	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解		
建築士法	137	1級建築士			5	5					5			5	5	5									5											
	238	2級建築士			2	2					2			2											2											
	239	木造建築士				2																														
技術士法	141	建設・総合技術監理（建設）	5	5					5	5			5						5	5									5						5	
	142	建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理（建設「鋼構造及びコンクリート」）	5	5					5	5			5			5	5		5	5									5						5	
	143	農業「農業土木」・総合技術監理（農業「農業土木」）	5	5					5	5																										
	144	電気電子・総合技術監理（電気電子）										5																5								
	145	機械・総合技術監理（機械）																								5										
	146	機械「流体工学」又は「熱工学」・総合技術監理（機械「流体工学」又は「熱工学」）											5													5										
	147	上下水道・総合技術監理（上下水道）											5																				5			
	148	上下水道「上水道及び工業用水道」・総合技術監理（上下水道「上水道及び工業用水道」）											5																	5		5				
	149	水産「水産土木」・総合技術監理（水産「水産土木」）	5	5					5	5										5																
	150	森林「林業」・総合技術監理（森林「林業」）																												5						
	151	森林「森林土木」・総合技術監理（森林「森林土木」）	5	5					5	5																				5						
	152	衛生工学・総合技術監理（衛生工学）											5																							
	153	衛生工学「水質管理」・総合技術監理（衛生工学「水質管理」）											5																					5		
	154	衛生工学「廃棄物管理」・総合技術監理（衛生工学「廃棄物管理」）											5																					5		5
電気工事士法	155	第1種電気工事士										2																								
	256	第2種電気工事士【3年】										1																								
電気事業法	258	電気主任技術者（第1種～第3種）【5年】										1																								
	259	電気通信主任技術者【5年】																															1			
電気通信事業法	235	工事担任者【3年】																														1				
	265	給水装置工事主任技術者【1年】										1																								
			土	PC	建	大	左	と	法	石	屋	電	管	タ	鋼	橋	筋	舗	し	板	力	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解		

【経審】業種別技術職員コード表

「5」…5点（技術職員区分：1級） 「4」…4点（技術職員区分：監理補佐） 「3」…3点（技術職員区分：基幹技能者） 「2」…2点（技術職員区分：2級）
「1」…1点（技術職員区分：その他）
・資格右端の【 】内に記載されている年数は、当該欄に記載されている資格試験の合格後に建設業法第7条第2号ハ該当となるために必要とされている実務経験年数

コード		建設業の種類																															
		土	PC	建	大	左	と	法	石	屋	電	管	タ	鋼	橋	筋	舗	し	板	力	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解
消 防 法	168	甲種 消防設備士																														2	
	169	乙種 消防設備士																														2	
職業能力開発促進法	171	建築大工（1級）				2																											
	271	建築大工（2級）				1																											
	164	型枠施工（1級）				2		2	2																								
	264	型枠施工（2級）				1		1	1																								
	172	左官（1級）					2																										
	272	左官（2級）					1																										
	157	とび・とび工（1級）						2	2																								2
	257	とび・とび工（2級）							1	1																							1
	173	コンクリート圧送施工（1級）							2	2																							
	273	コンクリート圧送施工（2級）								1	1																						
	166	ウェルポイント施工（1級）							2	2																							
	266	ウェルポイント施工（2級）							1	1																							
	174	冷凍空調調和機器施工・空調調和設備配管（1級）										2																					
	274	冷凍空調調和機器施工・空調調和設備配管（2級）											1																				
	175	給排水衛生設備配管（1級）											2																				
	275	給排水衛生設備配管（2級）											1																				
	176	配管・配管工（1級）												2																			
	276	配管・配管工（2級）													1																		
	170	建築板金「ダクト板金作業」（1級）									2		2							2													
	270	建築板金「ダクト板金作業」（2級）									1		1							1													
	177	タイル張り・タイル張り工（1級）												2																			
	277	タイル張り・タイル張り工（2級）												1																			
	178	築炉・築炉工・れんが積み（1級）												2																			
	278	築炉・築炉工・れんが積み（2級）												1																			
	179	ブロック建築・ブロック建築工・コンクリート積みブロック施工（1級）								2			2																				
	279	ブロック建築・ブロック建築工・コンクリート積みブロック施工（2級）									1		1																				
	180	石工・石材施工・石積み（1級）									2																						
	280	石工・石材施工・石積み（2級）									1																						
	181	鉄工・製罐（1級）												2	2																		
	281	鉄工・製罐（2級）													1	1																	
	182	鉄筋組立て・鉄筋施工（1級）（注3）															2																
	282	鉄筋組立て・鉄筋施工（2級）（注3）															1																
	183	工場板金（1級）																		2													
	283	工場板金（2級）																		1													
	184	板金・建築板金・板金工（1級）（注4）								2										2													
	284	板金・建築板金・板金工（2級）（注4）								1										1													
	185	板金・板金工・打出し板金（1級）																		2													
	285	板金・板金工・打出し板金（2級）																		1													
	186	かわらぶき・スレート施工（1級）								2																							
	286	かわらぶき・スレート施工（2級）								1																							
	187	ガラス施工（1級）																			2												
	287	ガラス施工（2級）																			1												
	188	塗装・木工塗装・木工塗装工（1級）																				2											
	288	塗装・木工塗装・木工塗装工（2級）																				1											
	189	建築塗装・建築塗装工（1級）																				2											
	289	建築塗装・建築塗装工（2級）																				1											

※ 等級区分が2級の場合は、合格後3年以上の実務経験を要する。

【経審】業種別技術職員コード表

「5」…5点（技術職員区分：1級） 「4」…4点（技術職員区分：監理補佐） 「3」…3点（技術職員区分：基幹技能者） 「2」…2点（技術職員区分：2級）

「1」…1点（技術職員区分：その他）

・資格右端の【 】内に記載されている年数は、当該欄に記載されている資格試験の合格後に建設業法第7条第2号ハ該当となるために必要とされている実務経過年数

[illegible]



国土交通省 四国地方整備局
建政部 計画・建設産業課

〒760-8554
香川県高松市サンポート3番33号
高松サンポート合同庁舎 北館11階
TEL : 087-851-8061 (代表)

ホームページアドレス	http://www.skr.ml.it.go.jp/
------------	---